主な「受検の手引」販売先一覧表

名　　称	所　　在　　地	電話番号
一般社団法人 日本建設機械施工協会 試　験　部	〒105-0011　東京都港区芝公園 3－5－8	03－3433－1575
※同　施工技術総合研究所	〒417-0801　静岡県富士市大淵3154	0545－35－0212
同　北海道支部	〒060-0003　札幌市中央区北 3 条西 2－8 さつけんビル 5F	011－231－4428
同　東北支部	〒980-0014　仙台市青葉区本町 3－4－18 太陽生命仙台本町ビル 5F	022－222－3915
同　北陸支部	〒950-0965　新潟市中央区新光町 6－1 興和ビル 9F	025－280－0128
同　中部支部	〒460-0002　名古屋市中区丸の内 3－17－10 三愛ビル 5F	052－962－2394
同　関西支部	〒540-0012　大阪市中央区谷町 2－7－4 谷町スリースリーズビル 8F	06－6941－8845
同　中国支部	〒730-0013　広島市中区八丁堀 12－22 築地ビル 4F	082－221－6841
同　四国支部	〒760-0066　高松市福岡町 3－11－22 建設クリエイトビル 4F	087－821－8074
同　九州支部	〒812-0013　福岡市博多区博多駅東 2－4－30 いわきビル 2F	092－436－3322
一般社団法人 沖縄しまたて協会	〒901-2122　浦添市字勢理客 4－18－1 トヨタマイカーセンター4F	098－879－2097
※同　北部支所	〒905-1152　名護市字伊差川 24－1	0980－53－1555

※を除き、郵便販売もしています。

令和２年度１級建設機械施工技術検定試験

受　検　の　手　引

発行　　一般社団法人　日本建設機械施工協会　試験部
〒105-0011　東京都港区芝公園 3－5－8
TEL　03－3433－1575（平日9:30～12:00、13:00～17:30）
FAX　03－3433－0401　URL https://jcmanet-shiken.jp/

「受検の手引・申込用紙」共で１部600円（郵送で請求のときは送料共で１部850円）

落丁、乱丁はお取替えいたします。（不許複製）

（建設業法に基づく建設機械施工技士になるための国家試験）

令和2年度 1級建設機械施工技術検定試験

受 検 の 手 引

受付期間	令和2年2月14日（金）～ 3月31日（火） ※締切日「3月31日（火）」の消印まで有効				
学科試験日	令和2年６月21日（日）				
学科試験地	札幌市	滝沢市	東京都	新潟市	名古屋市
	大阪市	広島市	高松市	福岡市	那覇市
実地試験日	令和2年８月下旬～９月中旬				
実地試験地	石狩市	仙台市	下都賀郡	秩父市	小松市
	富士市	刈谷市	明石市	小野市	広島市
	善通寺市	糟屋郡	国頭郡		

※学科試験地及び実地試験地は、都合により変更する場合があります。

【　注　意　】

注１）この手引を最後までよく読み、受検の申込をしてください。

注２）当協会とよく似た名称を用い、あたかも国家資格につながる業務を扱っている団体であるかのように勧誘し、申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当協会とは全く関係ありません。
当協会は代行機関は一切設置しておりません。また、受検に関連する講習会も行っておりません。

注３）受検申込の書類を提出した後は、記入した内容（受検種別等）の変更はできません。

国土交通大臣指定試験機関

JCMA 一般社団法人 日本建設機械施工協会

【この手引は、申込書提出後も必要になりますので、大切に保管してください。】

はじめに

建設機械施工技術検定試験は、建設工事の機械化施工に従事する技術者の技術の向上を図ることを目的に、建設業法第27条に基く国土交通大臣の指定する機関として、一般社団法人日本建設機械施工協会が実施するものです。

この試験は、建設機械運転技術者の操作技能のみを対象とするものではなく、建設工事の機械化施工に必要な土木技術、建設機械の管理技術、さらにこうした技術の熟練度と応用力を兼ね備えた施工技術を対象としています。

1級技術検定試験は、工事現場における建設機械運転技術者の指導監督的な職務に従事する者を対象とし、各種建設機械の運転技術、施工技術及び組合せ施工法についての指導、監督を適確に行う知識と能力を有するかどうかを判定するものであり、**2級技術検定試験**は、主として熟練度の高い運転技術者を対象とし、特定の建設機械の運転技術及び施工技術とこれに必要な知識と能力を判定するものです。

この試験に合格すると、所定の手続きにより国土交通大臣から建設機械施工技術検定合格証明書が交付され、「1級又は2級建設機械施工技士」と称することが認められるとともに、建設業の許可に必要な有資格者となり、また、施工現場における監理技術者（1級に限る）又は主任技術者（1級・2級）としての資格が与えられます。

注）1. 本「受検の手引」では、建設業法施行令、同規則に定められている文言については、「受検資格」「受検票」「受験希望地」等の文言を使用しています。

2. 受験手数料と合格証明書交付手数料は建設業法施行令により定められた額となっております。

目　次

1級建設機械施工技士の資格取得まで …… 3
1. 受検資格と申込に必要な書類 …… 5
2. 種別（建設機械の種類）と実務経験・学歴について …… 17
3. 試験方法及び内容 …… 21
4. 試験の日時及び試験地等 …… 23
5. 受験手数料 …… 24
6. 受検申込について …… 24
7. 住所変更等について …… 25
8. 受験地変更について …… 26
9. 受検の取り消しについて …… 26
10. 学科試験にあたっての注意 …… 26
11. 実地試験にあたっての注意 …… 27
12. 合格発表及び通知 …… 28
13. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて …… 28
14.「1級建設機械施工技士」の処遇等 …… 29
15. 不正行為に対する措置 …… 29
16. 個人情報について …… 29
17. 申込書類の作成方法（記入例） …… 30
18. よくある質問 …… 48
19. 参考（建設業法による技術者制度等、建設機械施工技士の処遇） …… 50
○「再受検者資格の確認」申請書 …… 53
○郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届 …… 54
○おしらせ（令和3年度からの技術検定試験について） …… 55

１級建設機械施工技士の資格取得まで

注）月日まで記載の事項については、実施の都合上変更する場合があります。

学科試験・実地試験（記述式(A)）

受検資格の確認
〈５～11頁参照〉

受検申込
（学科受験手数料の払込）
R02年2月14日（金）～3月31日（火）

学科から再度受検される方へ
H29年度以降の学科試験で一般受検者として受検した者（学科再受検者）は、受検申請書類の一部が簡素化されます。
H28年度以前の受検者は、一般受検者となります。〈11頁、16頁参照〉

○受検票の送付

学科試験、実地試験（記述式(A)）
R02年6月21日（日）

注）実地試験の組合せ施工法（記述式(A)）は、学科試験と同日に実施します。学科免除受検者も必ず受検してください。

合格発表（学科試験）
R02年8月4日（火）（予定）

不合格（欠席含む）

次年度以降に学科から再受検

合格

○受検票の送付

実地試験（実技）

実地試験受検申込
（実地受験手数料の払込）
R02年8月4日（火）～8月13日（木）

受験手数料の払込について（学科を含む）
受験手数料の払込の期日を過ぎた場合は、受検ができません。
期日を過ぎて払込された場合は、試験事務手数料を差し引いたうえで、受検票の送付先住所あて現金書留により、学科受験手数料は7月中旬頃、実地受験手数料は10月中旬頃を目安に返金させていただきます。

実地試験（実技）
R02年8月下旬～9月中旬

合格発表（実地試験）
R02年11月19日（木）（予定）

不合格（欠席含む）

R03年度に限り、学科免除受検者として実地試験（記述式(A)）から受検ができます。該当者へは、R03年2月上旬頃に実地試験の受検案内をお送りします。2月中旬を過ぎて送付されない場合は、当協会までご連絡ください。

合格

資格取得

合格証明書交付申請
合格発表日より随時

技術検定合格証明書送付
（国土交通大臣からの交付）
R02年12月下旬頃 ※

※合格発表日から10日以内で申請の場合

1級建設機械施工技士

1級建設機械施工技士
本手引の29頁に記載の合格者の称号及び処遇等は、左記の合格証明書の受取後となります。

重要
下記の期日までに送付されない場合は、必ず当協会試験部(03-3433-1575)までご連絡ください。
○学科試験の受検票(受検通知):R02年6月8日(月)【発送はR02年6月2日(火)を予定しています。】
○実地試験の受検票(学科合格及び受検通知):R02年8月7日(金)【発送はR02年8月4日(火)を予定しています。】
注)郵便物送付先住所に変更があった場合は、本手引書54頁の変更届の様式によりFAXでご連絡願います。また、転居にあたっては郵便局に転居届を出すことをお勧めします。

◎受検申込～試験～合格発表、合格証明書交付申請までのスケジュール【1級】

受検申込の受付期間 ※1 （学科受験手数料の払込期間）		令和2年2月14日（金）～3月31日（火）	最終日の消印があるものまで有効 【手引P24】
学科試験・実地試験（記述式(A)）※2	受検票発送	令和2年6月2日（火）（予定）	6月8日（月）までに届かない場合は、当協会試験部まで連絡【手引P25】
	受験地変更	令和2年6月8日（月）まで	転勤等で居住地が変わる者に限り受付 【手引P26】
	受検の取り消し	令和2年6月8日（月）まで	書面により当協会試験部まで申し出る 【手引P26】
	試験日	令和2年6月21日（日）	実地試験（記述式(A)）を合わせて実施 【手引P23】
	合格発表 合格通知	令和2年8月4日（火）（予定） 注）合格発表・合格通知は、学科試験の結果です。	8月7日（金）までに届かない場合は、当協会試験部まで連絡（実地試験の案内通知は学科試験の合格通知に同封） 【手引P25、28】
実地試験（実技）	試験の案内通知、受検票		
	受験手数料の払込期間	令和2年8月4日（火）～8月13日（木）	振込用紙は、実地試験の受検票の綴りと一体 【手引P24】
	受験地変更	令和2年8月11日（火）まで	転勤等で居住地が変わる者に限り受付 【手引P26】
	受検の取り消し	令和2年8月13日（木）まで	書面により当協会試験部まで申し出る 【手引P26】
	試験日	令和2年8月下旬～9月中旬	指定した集合日時に来場、受付 【手引P23】
	合格発表 合格通知	令和2年11月19日（木）（予定） 注）記述式(A)と実技試験の結果です。	11月27日（金）までに届かない場合は、当協会試験部まで連絡【手引P28】
合格証明書交付申請		合格発表日以降随時受付	【手引P28、29】

※1 再受検者および学科免除受検者も受検申込は同じ期間です。
※2 実地試験（記述式(A)）は学科試験と同日に行います。1級受検者は必ず受検してください。

1級建設機械施工技術検定（学科試験・実地試験）

1. 受検資格と申込に必要な書類

（1）受検資格

5～10頁の表の（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）のいずれかに該当する者。ただし、1級建設機械施工管理技士の資格をすでに取得されている方は受検できません。

（2）申込に必要な書類

5～10頁にある表の受検者全員が必要な書類及び受検区分に応じて必要な証明書類

（注意1）実務経験年数は、令和2年6月20日現在までの見込みで申請することができますが、見込み申請に変更があった場合に修正申告を行わないと不正行為として扱われる場合があります。実務経験証明書の書類作成日までに実務経験年数が受検資格を満たす者は、書類作成日現在までの実務経験年数までを記入して提出してください。
（注意2）建設機械の種類（種別）と実務経験の内容については、17頁を参照してください。
（注意3）学歴と実務経験年数の条件が重複する場合については、20頁を参照してください。
（注意4）指定学科・専修学校等の取扱いについては、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照してください。
（注意5）高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定を含む）合格者は、高等学校指定学科以外卒業とみなされますが、合格証明書が必要です（コピーは不可）。
（注意6）日本国外の学校を卒業した方は、20頁を参照してください。

申込に必要な書類に不足があると受検できません。

受検資格：区分（イ）（ロ）「指導監督的実務経験が1年以上ある者」

区分	学歴又は資格	必要とする実務経験年数		申込に必要な書類	
		指定学科	指定学科以外	受検区分に応じて必要な証明書類	受検者全員が必要な書類
（イ）	学校教育法による ・大学卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）※1	卒業後3年以上の実務経験年数 （指導監督的実務経験1年以上を含む）	卒業後4年6月以上の実務経験 （指導監督的実務経験1年以上を含む）	**卒業証明書** 〔○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○**卒業証明書のコピーは不可** ○**卒業証書の原本及びそのコピーは不可** ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。 （別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照）〕 **※大学院修了者の場合は、大学の卒業証明書が必要です。** （大学院の修了証明書は不可） 「高度専門士」※1「専門士」※2の資格によって受検申込する場合、卒業証明書にその称号が記載されていない場合は、称号を証明する書類も必要です。（称号取得証明書等）	① **受検申請書類** 2枚 〔履歴票・実務経験証明書・受検申請書 1枚 写真票・受験手数料振替払込受付証明書貼付書 1枚〕 ○同封の指定用紙を使用してください。 ② **受検申込書**（コンピュータ入力票）1 枚 ○同封の指定用紙を使用してください。 ③ **本籍地記載の住民票** 1通 **住民票は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。** ○**申請時から6ヶ月以内に**取得し交付日が記載されたもの。 ○**住民票のコピーは不可。** ○外国籍の方は国籍・通称名記載のものが必要です。 ○婚姻等の理由により添付する他の書類（卒業証明書等）と氏名が変わっている場合は変更経緯がわかる戸籍抄本等（原本）も必要です。 ④ **パスポート用カラー証明写真** 1枚 **写真店で撮影した明るさやコントラストが適切で鮮明なカラー証明写真** ①**縦4.5cm×横3.5cm**のパスポート申請用のもの ②**申請時から6ヶ月以内に撮影**した、カラー、フチなし ③無背景、無帽、正面を向いたもの(概ね肩から上) **○以下の写真は使用できません。** ・自前のデジタルカメラ等で撮影したもの ・背景（壁・窓・カーテン等）があるものや背景と服の色が同じもの ・スナップ写真や普通紙にプリントしたもの、インクの色がにじんでいるもの ・前髪、メガネのフレームが目にかかっているものや照明が反射しているもの ・サングラス、色の入ったレンズ、マスク、帽子等を着用したもの ・写真の人物像の頭頂部から顎までの長さが3センチ以下のもの ○写真の裏に、氏名、受検する級、受験希望地を記入してください。 ○写真貼付欄にはがれないように全面のり付けしてください。 （セロテープ使用不可。写真に傷や汚れがつかないよう注意してください） **※合格証明書の写真は、写真票の写真を転写します。不適切な場合は再提出していただきます(受検できない場合もあります)。** ⑤ **受験手数料振替払込受付証明書** ○郵便局の窓口で、10,100円を同封の振替払込用紙で必ず個人別に払い込んでください。（払込手数料は本人負担となります。） ○振替払込受付証明書を受検申請書類の振替払込受付証明書貼付欄にはがれないよう全面のり付けしてください。 ○ATM（現金自動預払機）を利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、その原本を振替払込受付証明書貼付欄に全面のり付けしてください ○振替払込請求書兼受領証は受検者本人が保管してください。（領収書に代えさせていただきます。） **インターネットや電信振替での振込は受付けておりません。**
	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者（「専門士」に限る）※2	卒業後5年以上の実務経験年数 （指導監督的実務経験1年以上を含む）	卒業後7年6月以上の実務経験年数 （指導監督的実務経験1年以上を含む）		
	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）※3	卒業後10年以上の実務経験年数 （指導監督的実務経験1年以上を含む）	卒業後11年6月以上の実務経験年数 （指導監督的実務経験1年以上を含む）		
	その他の者 （最終学歴が中学校の場合が対象）	卒業後15年以上の実務経験年数 （指導監督的実務経験1年以上を含む）		（卒業証明書は必要ありません）	
（ロ）2級建設機械施工技術検定合格者	合格後5年以上の者	合格後※4、5年以上の実務経験年数（平成26年度以前の合格者） （指導監督的実務経験1年以上を含む）		**2級建設機械施工技術検定合格証明書**（写） （卒業証明書は必要ありません）	
	合格後5年未満の者：学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）※3	卒業後、次のいずれかに該当 （指導監督的実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して8年以上の実務経験年数 ②2級の種別の一つの経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して9年以上の実務経験年数	卒業後、次のいずれかに該当 （指導監督的実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して9年以上の実務経験年数 ②2級の種別の一つの経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して10年6月以上の実務経験年数	**2級建設機械施工技術検定合格証明書**（写） と **卒業証明書** 〔○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○**卒業証明書のコピーは不可** ○**卒業証書の原本及びそのコピーは不可** ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。〕 （別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照）	
	合格後5年未満の者：その他の者 （最終学歴が中学校の場合が対象）	卒業後、次のいずれかに該当（指導監督的実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して12年以上の実務経験年数 ②同上の経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して14年以上の実務経験年数		**2級建設機械施工技術検定合格証明書**（写） （卒業証明書は必要ありません）	

専門学校について

学校教育法第124条により、第1条に掲げる（中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校等）以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として専修学校が定められ、第125条により、専修学校には高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされている。この専修学校のうち、第126条第2項により、専門課程を置く専修学校は**専門学校**と称することができるとされている。

高度専門士及び専門士とは、専門学校専門課程で、以下に掲げる要件を満たし、文部科学大臣が認めるものを修了した者は高度専門士又は専門士と称することができる。

※1：「高度専門士」の要件

① 修業年数が4年以上であること。② 全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上。又は単位制による学科の場合は、124単位以上。③ 体系的に教育課程が編成されていること。④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

※2：「専門士」の要件

① 修業年数が2年以上であること。② 全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上。又は単位制による学科の場合は、62単位以上。③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。④ 高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

※3：専門学校卒業生のうち、「高度専門士」又は「専門士」の称号を持たない者。（詳細は試験部へお問い合わせください）

※4：合格後とは、2級建設機械施工技術検定の合格発表日を基準日とし、合格発表日からの実務経験年数で計算してください。

※5：高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則、旧大学入学試験検定規定、旧専門学校入学者検定規定、旧高等学校高等科入学資格試験規定による試験又は検定に合格した者並びに旧高等学校令による高等学校の尋常科、旧青年学校令による青年学校本課、旧師範教育令による付属中学、師範学校予科若しくは青年師範学校予科を卒業又は修了した者を含む。

受検資格：区分（ハ）「専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者」

申込に必要な書類に不足があると受検できません。

区分	学歴又は資格			必要とする実務経験年数		申込に必要な書類	
				指定学科	指定学科以外	受検区分に応じて必要な証明書類	受検者全員が必要な書類
（ハ）右に示す実務経験年数に専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者	２級建設機械施工技術検定合格者	２級合格後３年以上の者		合格後※4、３年以上の実務経験年数（平成 28 年度以前の合格者）（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）		２級建設機械施工技術検定合格証明書（写）	① 受検申請書類 2 枚 ② 受検申込書（コンピュータ入力票）1 枚 ③ 本籍地記載の住民票 1 通 住民票は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。 ④ パスポート用カラー証明写真 1 枚 ⑤ 受験手数料振替払込受付証明書 （詳細は６頁参照） ⑥ 工事請負契約書の写し 会社が受注し、あなたが従事した土木工事の契約書の写しで発注者・受注者氏名印があり、工事名、工事場所、請負金額等が明示されているもの。 ⑦ 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し（A4 サイズで複写したもの） ※下記のいずれかひとつを添付してください。 ・コリンズ工事カルテ（竣工時） ・現場代理人主任技術者選任届 ・施工体系図 ・施工体制台帳 上記⑥及び⑦の書類については、建設工事に関する専任の主任技術者として１年以上従事したものが必要です。なお、複数の工事の場合は、その従事期間の合計が 365 日以上となる必要があります。
		合格後３年未満の者	学校教育法による ・短期大学卒業者 ・高等専門学校卒業者 ・専門学校卒業者 （「専門士」に限る）※2		卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む） ①２級の種別の一つの経験が２年以上で、他の種別の経験を通算して６年以上の実務経験年数 ②２級の種別の一つの経験が１年６月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して７年以上の実務経験年数	２級建設機械施工技術検定合格証明書（写） と 卒業証明書 〇卒業証明書の発行年月日は問いません。 〇卒業証明書のコピーは不可 〇卒業証書の原本及びそのコピーは不可 〇卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。 （別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照） 「専門士」※２の称号が卒業証明書に記載されていない場合は、卒業証明書の外にその称号が確認できる書類も必要です。（称号取得証明書等）	
			学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者 （「高度専門士」「専門士」を除く）※3	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が2年以上で、他の種別の経験を通算して6年以上 ②2級の種別の一つの経験が1年6月以上2年未満で、他の種別の経験を通算して7年以上	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が3年以上で、他の種別の経験を通算して7年以上 ②2級の種別の一つの経験が2年3月以上3年未満で、他の種別の経験を通算して8年6月以上		
			その他の者 （最終学歴が中学校の場合が対象）	卒業後、次のいずれかに該当（専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む） ①2級の種別の一つの経験が6年以上で、他の種別の経験を通算して10年以上の実務経験年数 ②2級の種別の一つの経験が4年以上6年未満で、他の種別の経験を通算して12年以上の実務経験年数		２級建設機械施工技術検定合格証明書（写）	
	その他の者		学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者 （「高度専門士」「専門士」を除く）※3	卒業後８年以上の実務経験年数（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）	卒業後９年６月以上の実務経験年数（注２）（専任の主任技術者の実務経験１年以上を含む）	卒業証明書 と （注２）土木施工管理技士等の合格証明書（写） 〇卒業証明書の発行年月日は問いません。 〇卒業証明書のコピーは不可 〇卒業証書の原本及びそのコピーは不可 〇卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。 （別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照）	
			その他の者（最終学歴が中学校の場合が対象）	卒業後 13 年以上の実務経験年数（専任の主任技術者の実務経験1年以上を含む）		卒業証明書は必要ありません	

（注１）※２、※３及び※４については、６頁を参照してください。

（注２）指定学科以外の卒業生が専任の主任技術者になるには、10 年以上の実務経験が必要となるため、建設業法第７条第２号ハ（次頁参照）で定めている国土交通大臣が認定する資格（土木施工管理技士等）を平成 30 年度までに取得している必要があります（合格証明書の写しを添付して下さい）。なお、この認定資格を取得していない場合は 11 年以上の実務経験年数が必要です。

「専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者」について

1. 区分(ハ)の専任の主任技術者経験者にあっては、建設工事に関する実務経験年数のうち、主任技術者の資格要件を満たした後、1年以上の建設工事に関する専任の主任技術者としての実務経験年数が必要となります。

2.「専任の主任技術者」について

（1）公共性のある工作物に関する重要な工事で、一件の請負金額が、3,500万円以上(平成28年5月31日までは2,500万円以上)、建築一式工事の場合は7,000万円以上(平成28年5月31日までは5,000万円以上)の工事現場に置く「主任技術者」は「専任」でなければなりません。（建設業法第26条第3項）（建設業施行令第27条）したがって、建設工事において請負金額が、3,500万円未満(平成28年5月31日までは2,500万円未満)、建築一式工事の場合は7,000万円未満(平成28年5月31日までは5,000万円未満)の工事の主任技術者は専任の主任技術者とはなりません。また、特定建設業にあって、一定金額以上を下請け契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。(建設業法第26条第2項) なお、公共性のある工作物に関する重要な工事とは、個人住宅を除いてほとんどの工事が対象となります。

（2）主任技術者の現場専任制度は、元請、下請にかかわらず適用されます。

（3）工事現場への「専任」は、現場に常駐が原則です。

（4）専任で設置すべき期間は、工事の契約期間とし、下請が受け持つ専門工事については、施工が断続である場合は、現場稼働期間となります。

（5）専任の主任技術者は、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

「主任技術者」について

1.「主任技術者」

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず工事施工の技術上の監理をつかさどるものとして、必ず現場に、「主任技術者」を置かなければなりません。（建設業法第26条第1項）

2. 主任技術者になるための資格要件［建設業法第7条第2項（イ）、（ロ）又は（ハ）］

（イ） ①大学、短期大学、高等専門学校、専門学校専門課程「高度専門士」及び「専門士」 指定学科卒業後 実務経験3年以上

②高等学校、専門学校専門課程 指定学科卒業後 実務経験5年以上

※指定学科とは（建設業法施行規則第1条 国土交通省令で定める学科）をいいます。

（ロ） 10年以上の実務経験を有する者

（ハ） 国土交通大臣が、（イ）又は（ロ）と同等以上と認定した者（2級建設機械施工技術検定合格者等）

3. 主任技術者及び監理技術者の職務

主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。（建設業法第26条の3第1項）

受検資格：区分（ニ）「指導監督的実務経験が１年以上、主任技術者の資格要件成立後専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が２年以上ある者」

（２級建設機械施工技術検定合格者又は高等学校卒業者及び専門学校専門課程指定学科卒業者※３が該当）

申込に必要な書類に不足があると受検できません。

区分	学歴又は資格		必要とする実務経験年数		申込に必要な書類	
			指定学科	指定学科以外	受検区分に応じて必要な証明書類	受検者全員が必要な書類
（ニ）指導監督的実務経験が１年以上、主任技術者の資格要件成立後専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が２年以上ある者	２級建設機械施工技術検定合格者		合格後３年以上の実務経験年数 （本年度該当者は平成28年度までの、２級建設機械施工技術検定合格者） ※２級技術検定に合格した後、以下に示す２つの内容を含む３年以上の実務経験を有している者 ①指導監督的実務経験年数を１年以上 ②専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた２年以上の実務経験年数（上記①の期間との重複は不可） **※主任技術者資格要件Ｂ**		２級建設機械施工技術検定合格証明書（写） （卒業証明書は必要ありません）	①受検申請書類 ２枚 ②受検申込書（コンピュータ入力票）１枚 ③本籍地記載の住民票 １通 住民票は、マイナンバーの記載がないものを提出してください。 ④パスポート用カラー証明写真 １枚 ⑤受験手数料振替払込受付証明書 （詳細は６頁参照） ⑥工事請負契約書の写し 会社が受注し、あなたが従事した土木工事の契約書の写しで発注者・受注者氏名印があり、工事名、工事場所、請負金額等が明示されているもの。 ⑦指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格者証の写し
	その他の者	学校教育法による ・高等学校・中等教育学校卒業者 ・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）※３	卒業後８年以上の実務経験年数 ※左記の指定学科を卒業した後、以下に示す２つの内容を含む８年以上の実務経験年数を有している者 ①指導監督的実務経験年数を１年以上 ②主任技術者の要件（実務経験年数５年以上）を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置され、監理技術者の指導を受けた２年以上の実務経験年数（上記①の期間との重複は不可） **※主任技術者資格要件Ａ**		卒業証明書 ○卒業証明書の発行年月日は問いません。 ○卒業証明書のコピーは不可 ○卒業証書の原本及びそのコピーは不可 ○卒業された学校・学科によっては成績証明書等が必要です。 （別冊の「指定学科・専修学校等一覧」を参照）	

（注１）専門学校に関する※３は、６頁を参照ください。

（注２）区分（ニ）の受検資格は、建設工事に関する実務経験のうち、主任技術者の資格要件を満たした後（（注４）２級建設機械施工技士合格者、あるいは、高校または専門学校専門課程の指定学科卒業後５年以上の実務経験を有する者）、専任の監理技術者の配置が必要な建設工事に配置され専任の監理技術者（注６、７、９）の指導のもとにおける建設工事に関する実務経験年数が通算で２年以上必要になります。
下記項目のすべてに該当している必要があります。

- ●２級建設機械施工技術検定合格者か最終学歴が高等学校または専門学校専門課程の指定学科卒業者となります。（注４）
- ●所属している会社が特定建設業者であり、発注者から直接建設工事を請け負った（元請）工事となります。（下請負人として実施した工事は該当しません。）（注６、７）
- ●受検者と、指導を行った監理技術者が、同一会社に属している必要があります。
- ●専任の監理技術者の配置が必要な工事に配置されている必要があります。（注６、７、９）

（注３）「主任技術者」とは
建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工の技術上の監理をつかさどるものとして、必ず現場に「主任技術者」を置かなければなりません。（建設業法第26条第１項）

（注４）主任技術者になるための資格要件［建設業法第７条第２号（イ）、（ロ）又は（ハ）］
※受検資格：区分（ニ）該当するのは、主任技術者資格要件Ａ・Ｂのみ
（イ）①大学、短期大学、高等専門学校、専門学校専門課程「高度専門士」及び「専門士」指定学科卒業後　実務経験３年以上
②高等学校、専門学校専門課程　指定学科卒業後　実務経験５年以上　※主任技術者資格要件Ａに該当
※指定学科とは（建設業法施行規則第１条　国土交通省令で定める学科）をいいます。
（ロ）10年以上の実務経験を有する者
（ハ）国土交通大臣が、（イ）又は（ロ）と同等以上と認定した者（２級建設機械施工技術検定合格者等）
※主任技術者資格要件Ｂに該当

（注５）一般建設業の許可（建設業法第３条第１項第１号）
軽微な建設工事のみを請け負って営業する者及び特定建設業の許可を受けようとするものを除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければなりません。

（注６）特定建設業の許可（建設業法第３条第１項第２号）
発注者からの直接工事を請け負い、かつ総額4,000万円以上（平成28年５月31日までは3,000万円以上）、建築一式工事の場合は、総額6,000万円以上（平成28年５月31日までは4,500万円以上）を下請契約して工事を施工しようとする者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。

（注７）「監理技術者」とは
特定建設業者が、発注者から直接工事を請け負い（元請）、総額4,000万円以上（平成28年５月31日までは3,000万円以上）、建築一式工事の場合は総額6,000万円以上（平成28年５月31日までは4,500万円以上）を下請契約して施工する場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。（建設業法第26条第2項、建設業法施行令第2条）

（注８）主任技術者と監理技術者の職務
主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。（建設業法第26条の３第１項）

（注９）専任の監理技術者について
（1）公共性のある工作物に関する重要な工事で、工事一件の請負金額が、3,500万円以上（平成28年５月31日までは2,500万円以上）、建築一式工事の場合は7,000万円以上（平成28年５月31日までは5,000万円以上）の工事現場に置く監理技術者は「専任」でなければなりません。（建設業法第26条第３項）（建設業法施行令第27条）
（2）監理技術者の現場専任制度は、元請の場合のみ適用されます。
（3）工事現場への「専任」は、現場に常駐が原則です。
（4）専任で設置すべき期間は、工事の契約期間とし、下請が受け持つ専門工事については、施工が断続である場合は、現場稼働期間となります。
（5）専任の監理技術者は、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。

(3) 受検者の区分

1級建設機械施工技術検定試験の受検を申込する受検者について、次の3者に区分しています。

1) 一般受検者

令和2年度に学科試験と実地試験をはじめて受験する者のほか、平成29年度～令和元年度までに再受検者として受検申込をした者、平成28年度以前に受検申込をした者は一般受検者となります。

2) 再受検者

平成29年度～令和元年度までに、一般受検者として、卒業証明書等の必要な書類すべてを提出して受検申込をした者が再受検者となります。再受検者は、受検申込の提出書類の一部を簡素化することができます。(15～16頁参照)

平成29年度～令和元年度までに再受検者として受検申込をした者は、上記の一般受検者となります。

※再受検者は、申込書のD票に前回試験の「学科試験の受検票」又は「学科試験の不合格通知」の原本又はコピーを貼付する必要があります。
上記のハガキを紛失された場合は、以下の手順で申し込みを行うことで、再受検者として申し込むことができます。

《受検票や不合格通知書を紛失された場合の手続き》

①再受検者の確認
必ず受検者本人が、当協会試験部に電話をして、受検年度等から再受検者であることの確認を受けてください。

②再受検者に係る書類の紛失届の記載
53頁の「再受検者資格の確認　申請書」をコピーし、必要事項を記載してください。

③事務手数料の払込手続
郵便局で、「定額郵便小為替500円」を購入してください。

④受検申し込み
他の受検申込書類とともに、②の「再受検者資格の確認　申請書」と「定額郵便小為替500円」を申請用封筒に同封のうえ、試験部あてに郵送してください。

以上により申し込みいただいた受検者は、申込書のD票のハガキ貼付欄に、事務局が再受検者の確認印を押印し、再受検者として受検申請手続きを行います。
なお、上記①～④の手続きを行わない者は、一般受検者として必要書類を準備し受検申し込みを行ってください。

3) 学科免除受検者

令和元年度の学科試験に合格し、実地試験を不合格となった者（受検取消をした者及び試験の欠席者を含む)。対象者には、当協会から令和2年2月上旬頃にご案内を送付する予定です。2月中旬までに案内が届かない場合は、当協会へご連絡ください。

※学科免除受検者は、申込のD票に令和元年度試験の「学科試験の受検票」又は「実地試験の不合格通知」の原本又はコピーを貼付（通知を紛失された場合は、当協会試験部までお問い合わせください。)してください。受検申込の提出書類の一部を簡素化することができます。(15～16頁参照)

(4) 提出書類について

(1) 受検資格の区分（イ）～（ニ）及び上記（3）受検者の区分により、提出する書類が異なります。15～16頁の記入・添付書類一覧で確認し、31頁以降の記入例を参照して、必要な事項をもれなく記入のうえ期日までに提出してください。

【添付書類についての注意点】

1) 住民票（全受検者）

すべての受検者は、本籍が記載された住民票（申請時から6ヶ月以内に取得し交付日が記載されているもの）を必ず提出してください。

（注1）マイナンバーは記載のないものとしてください。

（注2）現在の氏名が卒業証明書等の書類と異なる者は、戸籍抄本も必要です（再受検者で、すでに提出済の者を除く)。

2) 写真票（全受検者）

すべての受検者は、パスポート申請用写真（6ヶ月以内に撮影したもの、詳細は6頁）を、裏面に全面のり付けし写真票に貼付して提出してください。

（注）1級建設機械施工技術検定の合格証明書には、提出されたこの写真を転写します。

3) 郵便振替払込受付証明書（学科試験受検者：一般受検者、再受検者）

学科試験を受検する一般受検者と再受検者は、手引きに同封の郵便振替払込用紙により、学科受験手数料を郵便局で払込み、郵便振替払込受付証明書を添付して提出してください。この証明書の**「払込人住所氏名」**は会社のものでもかまいませんが、**必ず受検者本人の氏名も合わせて記入**するようにしてください。

（注）学科免除者で実地試験から受検する者は、受検申込時の受験手数料の払込はありません。
実地試験の受験手数料は、8月4日発送（予定）の実地試験受検票送付後の払込となります。

4) 卒業証明書（一般受検者のうち、受検資格の区分に応じて必要となる者）

15～16頁の表中「卒業証明書」の欄で「○」となっている一般受検者は、卒業証明書を必ず提出してください（証明書の発行年月日は問いません)。

「指定学科」の卒業者は、学校及び学科により成績証明書等も必要となりますので、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」で確認し、必要に応じて提出してください（証明書等の発行年月日は問いません)。

（注1）卒業した学校が学校統合等で存在しない場合は、その学校のあった都道府県や市町村の教育委員会に（私立の場合は運営法人に）卒業証明書等の入手方法について問い合わせてください。また、婚姻等により現在の氏名と証明書等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本も必要となります。

（注2）卒業証明書の記載内容（氏名、生年月日、卒業年月日等）に間違いがないか必ず確認してください（学校の封筒は開封しても構いません)。

5) 「高度専門士」等の称号取得証明書（一般受検者のうち、高度専門士又は専門士で受検する者）

一般受検者のうち、高度専門士又は専門士の称号を受検資格とする場合は、その称号を取得していることを証明する書類を提出してください。ただし、卒業証明書にその称号が記載されている場合には不要です。

（注）婚姻等により現在の氏名と証明書類の氏名が異なる場合は、戸籍抄本も必要となります。

6）**1級技術検定試験全部免除受検申請書**（学科免除受検者）

令和元年度の1級建設機械施工技術検定の学科試験合格者は、令和2年度の実地試験を学科免除により受検できます。申込書類Ｂ票⑧に必要事項を記入し提出してください。

当協会より、「学科免除受検者としての受検のご案内」の通知を送付された方が対象です。

なお、ご案内は、登録いただいている郵便物送付先住所への受検者あてに、「受検の手引」販売時期に合わせ郵送いたします。

7）**1級技術検定試験一部免除受検申請書**（実地試験で、2級の合格種別の免除を受ける者）

2級建設機械施工技術検定の合格者は、その合格した種別について実地試験のうち実技試験が免除されます。この免除により受検する者は、申請書類B票⑨に必要事項を記入し、2級（建設機械施工）技術検定合格証明書の写しとともに提出してください。

（注）合格した種別とは異なる種別で受検する場合は不要です。

8）**その他の証明書**（一般受検者のうち、高等学校卒業程度認定試験（旧 大学入学資格検定）等の資格で受検する者）

凡例　○‥‥受検申込に際し、記入が必要な書類又は提出が必要な添付書類です。
　　×‥‥記入又は提出が省略できる書類です。
　　△‥‥２級建設機械施工技術検定合格者が、実技免除により受検する場合に必要となります。

記入・添付書類一覧

書類		No.（注1）	一般受検者（受検資格区分別）															再受検者	学科免除受検者
			（イ）				（ロ）			（ハ）						（ニ）			
			指導監督的実務経験が１年以上ある者				２級建設機械施工技術検定の合格者で指導監督的実務経験が１年以上ある者			専任の主任技術者の実務経験が１年以上ある者（２級建設機械施工技術検定合格者、その他の者）						指導監督的実務経験が１年以上、主任技術者の資格要件成立後専任の監理技術者の指導のもとにおける経験が２年以上ある者			
			大学卒 専門学校卒（高度専門士）	短大卒・高専卒・専門学校卒（専門士）	高校卒 専門学校卒	その他の者（中学卒等）	２級合格後5年以上の者	２級合格後　5年未満の者 高校卒 専門学校卒	２級合格後　5年未満の者 その他の者（中学卒等）	２級合格後3年以上の者	２級合格後３年未満の者 短大卒・高校卒専門学校卒（専門士）	２級合格後３年未満の者 高校卒 専門学校卒	２級合格後３年未満の者 その他の者（中学卒等）	その他の者 高校卒 専門学校卒	その他の者 中学卒	２級建設機械施工技術検定合格者	その他の者 高校卒 専門学校卒		
A票	受検申請書	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	履歴票	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	実務経験証明書（注2）	④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	１級技術検定合格証明書交付申請書	⑤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B票	指導監督的実務経験証明書（イ）（ロ）（ニ）または	⑥	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
	専任の主任技術者実務経験証明書（ハ）		×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
	専任の監理技術者のもとにおける２年以上の実務経験証明書（ニ）	⑦	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×
	１級技術検定試験全部免除申請書（学科免除者のみ）	⑧	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
	１級技術検定試験一部免除申請書（注3）	⑨	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	△	×	△	△
C票	コンピュータ入力票（受検申込書）※D票裏面	⑩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
D票	コンピュータ入力票（受検申込書）※C票裏面	⑪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
	平成29年度以降の学科試験受検票または学科試験不合格通知のいずれか	⑪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	令和元年度の学科試験受検票または実地試験不合格通知	⑪	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
本籍地が記載された住民票（申請時から６ヶ月以内の取得でマイナンバーの記載のないもの）（注4）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郵便振替払込受付証明書		⑫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
写真票		⑬⑭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
卒業証明書（注5）			○	○	○	×	×	○	×	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×
「高度専門士」「専門士」の資格で受検申込する場合の称号を証明する書類（注6）			○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
２級建設機械施工技士の合格証明書の写し ※土木施工管理技士等の合格証明書の写し			△（注3）	△（注3）	△（注3）	△（注3）	○	○	○	○	○	○	○	○※	○※	○	×	×	×
工事契約書の写し			×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類（注7）			×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格証の写し			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×

（注１）No.は、31頁以降の申込書記入例の○囲い数字の書類番号に対応しています。
（注２）国土交通大臣が認定する職業訓練（17頁参照）を実務経験とする場合は、実務経験証明書のほか訓練終了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを提出してください。
（注３）実技試験の免除を申請する場合は、１級技術検定試験一部免除申請書と２級建設機械施工技士の合格証明書の写しを提出してください。
（注４）提出する住民票の氏名が、婚姻等の理由により、他の提出書類（卒業証明書等）の氏名と異なる場合は、本籍地記載の住民票のほか、戸籍抄本を提出してください。再受検者等で添付書類が省略できる者も、前回提出した書類の氏名や本籍に変更がある場合は、住民票と戸籍抄本を提出してください。
（注５）卒業した学校・学科によっては、成績証明書等も必要となるため、別冊「指定学科・専修学校等一覧」を確認してください。卒業証明書の記載内容（氏名、生年月日、卒業年月日等）に間違いがないか必ず確認してください。（学校の封筒は開封しても構いません）
（注６）卒業証明書に称号が記載されている場合は提出不要です。称号を証明する書類の記載内容（氏名、生年月日、卒業年月日等）に間違いがないか必ず確認してください。（学校の封筒は開封しても構いません）
（注７）コリンズ工事カルテ（竣工時）、現場代理人・主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳のいずれか１つの写しを提出してください。

２．種別（建設機械の種類）と実務経験・学歴について

(1) １級建設機械施工技術検定試験の種別

1級の建設機械施工技術検定試験は、下表の第1種から第6種の種別の建設機械について、操作施工法（実技）及び組み合わせ施工法（記述式）により実施します。なお、操作施工法の試験は6つの種別から2つを選択し受検することになります。詳細は22頁を参照してください。

建設機械の種別	内　　容
（第１種） トラクター系建設機械	ブルドーザー、トラクター・ショベル、モーター・スクレーパーその他これらに類する建設機械による施工
（第２種） ショベル系建設機械	パワー・ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェルその他これらに類する建設機械による施工
（第３種） モーター・グレーダー	モーター・グレーダーによる施工
（第４種） 締め固め建設機械	ロード・ローラー、タイヤ・ローラー、振動ローラーその他これらに類する建設機械による施工
（第５種） ほ装用建設機械	アスファルト・プラント、アスファルト・デストリビューター、アスファルト・フィニッシャー、コンクリート・スプレッダー、コンクリート・フィニッシャー、コンクリート表面仕上機等による施工
（第６種） 基礎工事用建設機械	くい打機、くい抜機、大口径掘削機その他これらに類する建設機械による施工

注）試験の方法及び内容については、21～22頁を参照してください。

（2）実務経験

受検資格における「実務経験」とは、建設工事の実施にあたり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一的かつ効率的に行うために必要な技術上のすべての職務経験をいい、具体的には下記に関するものをいいます。

- 工事の請負者側の技術者として、建設機械による施工の管理（工程管理、品質管理、安全管理、施工図の作成等を含む）、指導若しくは監督した経験（補助者としての経験を含む）。
- 工事の発注者側の技術者として、施工の監督をした経験（補助者としての経験を含む）。
- 建設機械の運転者若しくは運転助手として、工事の施工に従事した経験。

なお、施工に直接的に関わらない以下の経験は含まれません。

- 設計のみの経験
- 建設工事の単なる雑務や単純な労務作業、事務系の仕事に関する経験

上記のほか、**次表の「国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練一覧」に示す職業訓練のうち、いずれか一つの訓練も実務経験とみなします。ただし、**職業訓練の経験は、**受検しようとする種別の実務経験年数ではなく、その他の種別での実務経験**となります。 実務経験は、最終学歴となる学校を卒業した後の経験のみとし、最終学歴以前のもの及び在学中のものは実務経験に含みません。

また、検定種別の対象となる工事の経験及び職業訓練を重複して申請することはできません。1つの工事において複数の工種を経験した場合や、ある期間に複数の工事や職業訓練を経験した場合は、各経験年数や月数を重複することなく、いずれか1つの経験として申請してください。（次頁の事例参照）

注）職業訓練を実務経験とする場合は、訓練終了時に職業訓練施設から発行された修了証の写しを実務経験証明書とともに必ず提出してください。

国土交通大臣が実務経験と認定する職業訓練について

令和元年11月1日現在、建設機械施工技術検定の受検資格に必要とされる実務経験年数として取扱うことが認定された職業訓練は、下記一覧のとおりです。

所在地	施設名	訓練科	準拠しているカリキュラム規定（職能法省令別表）	実務経験とみなす期間
熊本県	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター	熊本職業能力開発促進センター 荒尾訓練センター短期課程建設機械運転科	建設機械運転科	５ヶ月
鹿児島県	鹿児島県立吹上高等技術専門校	鹿児島県立吹上高等技術専門校普通課程機械整備系建設機械整備科	建設機械整備科	１年

【実務経験の期間が重複する場合の事例】

下図は、1年間に3つの工事を経験し、このうち土木工事と建築工事で3ヶ月間の重複部分がある場合の事例で、重複部分を土木工事を行った場合で算出しています。このように、重複部分をいずれかの工事経験に調整し、合計期間が1年（12ヶ月）を超えないようにする必要があります。

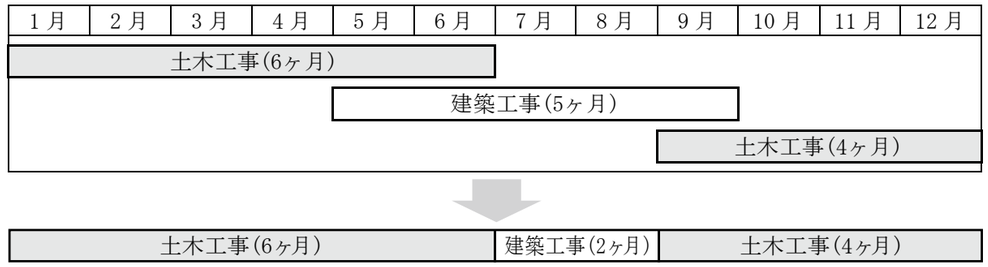

1）指導監督的実務経験（受検区分（イ）（ロ）（ニ）で申請する場合）（（ニ）は3）も参照）

「指導監督的実務経験」とは、実務経験のなかで、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任などの立場で、部下等に対して建設機械の操作をはじめ、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。なお、この実務経験には、受注者の立場における経験のほか、発注者側の立場で現場監督技術者等として総合的に指導・監督した経験も含みます。

2）専任の主任技術者としての実務経験（受検区分（ハ）で申請する場合）

「専任の主任技術者としての実務経験」とは、現場技術者の専任が必要な工事（注1）で主任技術者（注2）を務めた実務経験をいいます。（注3）

3）専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験（受検区分（ニ）で申請する場合）（（2）も参照）

「専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験」とは、受検申請者が主任技術者の要件を満たした後、特定建設業の許可を受けている所属会社が発注者から直接請け負った専任の監理技術者の配置が必要な工事で、その監理技術者の指導を受けた実務経験のことです（注6）。「専任の監理技術者の指導のもとでの実務経験」は、以下の①～④項目**すべて**に該当している必要があります。

①受検申請者は、専任の監理技術者の指導を受ける前に主任技術者の要件（注2）を満たしていること。

②専任の監理技術者の指導を受けている実務経験の期間中に所属している会社が特定建設業者（注4）であり、その実務経験の工事は所属会社が直接工事を請け負った工事（**下請負人として実施した工事の実務経験は対象となりません**）であること。

③指導を受けている実務経験の工事は、専任の監理技術者の配置が必要な工事(注5)であること。
④受検申請者本人と、指導する専任の監理技術者は、指導を受けている実務経験の期間中に同一の会社に所属していること。

（注1）現場技術者の専任が必要な工事とは、下記の①及び②を満たす工事です。

①建設工事1件の請負代金額(元請、下請にかかわらず)
＊3,500万円以上（平成28年5月31日までは2,500万円以上）
＊建築一式工事の場合は7,000万円以上（平成28年5月31日までは5,000万円以上）

②建設工事の種類(次のいずれかに該当するもの)
＊国・地方公共団体が発注した工事
＊鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共性のある工作物の工事
＊電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
＊学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事（個人住宅の建築工事を除く）

（注2）主任技術者とは、下記の①又は②のいずれかの要件を満たす者とします。

①2級建設機械施工技術検定合格証明書の交付を受けている者のほか、建設業法により定められた国家資格を有する者。

②次のⅰ～ⅲのいずれかに該当する者
ⅰ.学校教育法による大学・短大・高等専門学校・専門学校専門課程（高度専門士、専門士）の指定学科卒業者であって、許可業種の建設工事に関し、卒業後3年以上の実務経験を有する者
ⅱ.学校教育法による高等学校・専門学校専門課程（高度専門士及び専門士を除く）の指定学科卒業者であって、許可業種の建設工事に関し、卒業後5年以上の実務経験を有する者
ⅲ.上記ⅰ及びⅱ以外で、許可業種の建設工事に関し、卒業後10年以上の実務経験を有する者

（注3） 受検資格区分（ハ）の条件で受検申請する場合、**専任の主任技術者を務めた1年以上の実務経験に含まれる全ての工事の工事契約書の写しと、それらの工事に専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類**（コリンズ工事カルテ（竣工時）、現場代理人又は主任技術者選任届、施工体系図、施工体制台帳のうちいずれか）を**A4サイズで複写し提出**してください。

（注4） 特定建設業者とは、建設業法第3条第1項第2号の内容の許可（特定建設業の許可）を受けている者のことであり、下記の①及び②に該当する工事を施工しようとするものは、特定建設業の許可を受けなければなりません。

①発注者から直接工事を請け負う

②総額4,000万円以上（平成28年5月31日までは3,000万円以上）、建築一式工事の場合は6,000万円以上(平成28年5月31日までは4,500万円以上）を下請契約して施工する。

（注5） 「監理技術者の配置が必要な工事」とは、上記（注4）の①及び②に該当する工事です。

（注6） 受検資格区分（ニ）の条件で受検申請する場合、**指導を受けた2年以上の実務経験に含まれる全ての工事の工事契約書の写しと、それらの工事で指導を受けた専任の監理技術者資格者証の写しを提出**してください。

（3）指定学科

「指定学科」とは、国土交通省令で定められている学科及び国土交通大臣がそれと同等以上と認定している学科等で、別冊の「指定学科・専修学校等一覧」の表のとおりです。

（4）日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受検資格として必要な学歴の取扱いについては、原則として学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した者が、国内の学校を卒業した者と同様の条件で受検するためには、その学歴について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります（最終学歴の学科が指定学科に相当するかということも同時に審査します。）。

受検を希望される者は、受検申請書類に下記により必要書類を添付し、当協会宛に提出してください。

1）審査申請にあたっての注意

認定を受ける際には、日本国内での建設機械施工に関する所定の実務経験年数が必要です。

2）審査に必要な書類

①受検資格認定申請書(国土交通大臣宛）……(国土交通省のHPからダウンロードしてください。)
②卒業証明書の原本のコピー及び日本語訳
③成績証明書の原本のコピー及び日本語訳(単位数、履修時間がわかるもの)
④履修科目の概要を説明したもの
なお、既に建設機械施工若しくは他の種目試験で受検資格を認定されている者は、認定書の写しを提出してください。

3）申請方法

審査申請書類一式を当協会に提出してください（受検申請書に同封することも可能です）。

4）審査結果等について

・個別認定の審査結果については、国土交通省から申請者本人宛に通知されます。
・国土交通大臣の認定を受けて、当協会から申請者本人宛に受検票を送付します。
・審査結果によっては、受検できないこともあります。

5）国外学校認定審査に関する問合せ先

国土交通省土地・建設産業局建設業課技術検定係 TEL03（5253）8111（内線:24744）

（5）学歴と実務経験の条件が重複する場合

実務経験は卒業後の経験しか認めません。

夜間部（二部）等の在学中の経験や、最終学歴の学校への入学前の経験を実務経験としたい場合は、その実務を経験する前に卒業した学校がこの受検申込における最終学歴となります。

3. 試験方法及び内容

1級建設機械施工技術検定試験は、学科試験と実地試験（記述式及び実技試験）により実施します。**実地試験のうち、記述式（A）は学科試験と同日に実施します。記述式（A）を受検しないと実技試験を受検できないので、学科免除受検者として実地試験を受検する者は試験日に注意してください。**

試験区分			試験日	受検対象者
学科試験	択一式	共通	6月21日（日）	一般受検者、再受検者
	記述式（B）	土木・機械		
実地試験	記述式（A）	建設機械組合せ施工法		全受検者
	実技試験(注)	建設機械操作施工法	8月下旬～9月中旬	R02学科試験合格者 学科免除受検者（R01学科試験合格者）

(注) 2級建設機械施工技術検定の合格者は、その試験で合格した種別の実技試験が免除されます。

（1）学科試験

土木工学、建設機械原動機、石油燃料、潤滑剤、建設機械、建設機械施工法、法規についての択一式筆記試験と、土木及び機械に関する記述式試験（記述式（B））により実施します。

試験科目	試験基準
土木工学	1．建設機械による建設工事の施工に必要な土木工学に関する一般的な知識を有すること。 2．設計図書に関する一般的な知識を有すること。
建設機械原動機	1．建設機械の内燃機関の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2．建設機械の内燃機関の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3．機械の内燃機関の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
石油燃料	石油燃料の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
潤滑剤	潤滑剤の種類、用途及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。
建設機械	1．建設機械の構造及び機能に関する一般的な知識を有すること。 2．建設機械の運転及び取扱いに関する一般的な知識を有すること。 3．建設機械の衰損、故障及び不調の原因並びにその対策に関する一般的な知識を有すること。
建設機械施工法	1．建設機械による建設工事の施工の方法に関する一般的な知識を有すること。 2．建設機械の施工能力の測定に関する一般的な知識を有すること。 3．建設機械による建設工事の施工の経費の積算に関する一般的な知識を有すること。
法規	建設工事の施工に必要な法令に関する一般的な知識を有すること。

(注) 試験問題については、令和元年11月1日現在の法令及び基準等に基づいて作成しています。

（2）実地試験

実地試験は、記述式（A）の筆記試験と実技試験により実施します。

1）記述式（A）　※学科試験と同日に実施

記述式（A）は、すべての受検者が受検する必要があります。学科免除受検者（11頁参照）や2級建設機械施工技術検定の合格者で実技試験免除となる受検者も受検しなければなりません。

試験区分	試験科目	試験基準
記述式（A）試験	建設機械組合せ施工法	建設機械の組み合わせによる建設工事の施工の監督を的確に行う能力を有すること。

2）実技試験

実技試験は、次の表の試験科目から選択した2科目（種別）について、所定のコース内での操作施工による実技により試験を行います。実技試験を受けることのできる者は、当該年度及び前年度1級の学科試験の合格者です。

なお、**2級建設機械施工技術検定の合格者は、その試験種別について実技試験を免除される制度があります。**2級の1つの種別について免除を受ける場合は、その種別以外に1種別を選択し実技試験を受検してください。2級の2つの種別の合格者は、実技試験の免除を受けることができます。

ただし、実地試験のうち記述式（A）の試験は免除されません。記述式（A）の試験は学科試験と同日に筆記により実施しますので、必ず受検してください。

試験区分（種別）	試験科目	試験基準
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	1．トラクター系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2．トラクター系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3．トラクター系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第2種	ショベル系建設機械操作施工法	1．ショベル系建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2．ショベル系建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3．ショベル系建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	1．モーター・グレーダーの操作を正確に行う能力を有すること。 2．モーター・グレーダーの点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3．モーター・グレーダーによる建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第4種	締め固め建設機械操作施工法	1．締め固め建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2．締め固め建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3．締め固め建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	1．ほ装用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2．ほ装用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3．ほ装用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	1．基礎工事用建設機械の操作を正確に行う能力を有すること。 2．基礎工事用建設機械の点検及び故障の発見を正確に行う能力を有すること。 3．基礎工事用建設機械による建設工事の施工を適確に行う能力を有すること。

なお、実地試験で使用する予定の建設機械は、次のとおりです。

種別	試験科目	使用機械	規格
第1種	トラクター系建設機械操作施工法	ブルドーザー	6～12t級
※第2種	ショベル系建設機械操作施工法	油圧ショベル［バックホウ］	山積み0.28～0.45㎥級
第3種	モーター・グレーダー操作施工法	モーター・グレーダー	3.1m級
第4種	締め固め建設機械操作施工法	ロード・ローラー	10～12t級
第5種	ほ装用建設機械操作施工法	アスファルト・フィニッシャー	ほ装幅2.5～4.5m級
第6種	基礎工事用建設機械操作施工法	アースオーガー	杭打機40～50t吊級

※第2種（ショベル系建設機械操作施工法）については、「JIS規格の操作方式**左操作レバー横旋回方式**」で試験を行います。

4. 試験の日時及び試験地等

(1) 試験の日時

試験区分	日　　時
学　科　試　験 実地試験（記述式（A））	**令和2年6月21日（日）** 午前9時15分から
実地試験（実技試験）	**令和2年8月下旬～9月中旬までのあらかじめ指定した日時** ※合格通知書（学科試験合格者）又は実施通知書（学科免除受検者）に同封する実地試験実施案内書で指定する日時となります。**指定日時の変更はできません。**

(2) 学科試験の試験地（予定）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(北海道) 札幌市	(岩手県) 滝沢市	東京都	(新潟県) 新潟市	(愛知県) 名古屋市	(大阪府) 大阪市	(広島県) 広島市	(香川県) 高松市	(福岡県) 福岡市	(沖縄県) 那覇市

(3) 実地試験の試験地及び実施種別（予定）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	石狩市(北海道)	仙台市(宮城県)	下都賀郡(栃木県)	秩父市(埼玉県)	小松市(石川県)	富士市(静岡県)	刈谷市(愛知県)	明石市(兵庫県)	小野市(兵庫県)	広島市(広島県)	善通寺市(香川県)	糟屋郡(福岡県)	国頭郡(沖縄県)
トラクター系 建設機械（第1種）	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
ショベル系 建設機械（第2種）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モーター・ グレーダー（第3種）	○	○		○	○					○	○	○	
締め固め建設機械 （第4種）	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
ほ装用建設機械 （第5種）	○			○			○						
基礎工事用 建設機械（第6種）						○		○					

注1）○印が該当種別の実地試験を行う試験地です。空欄の地域では、該当種別の実地試験は行いません。

注2）**試験会場の規模と受検者数により、申込の希望受験地とならない場合があります。また、同じ会社の方と一緒に受検する場合でも、会場及び日時は異なる場合がありますので、必ずご自身あての通知により確認してください。会場及び日時の変更はできません。**

(4) 学科試験及び実地試験（記述式（A））の時間割

試験区分	入室時刻	試験準備 （試験問題配布等）	試験時間
実地試験（記述式（A））注1） （建設機械組合せ施工法）	9時15分	9時15分～9時30分	9時30分～10時30分
学科試験（記述式（B））	11時15分	11時15分～11時25分	11時25分～12時25分
（昼休み）	（12時25分～13時25分）		
学科試験（択一式）	13時25分	13時25分～13時35分	13時35分～16時05分

注1）**実地試験（記述式（A））は、すべての受検者が受検しなければなりません。学科免除受検者や2級建設機械施工技術検定に合格し実技試験が免除となる者も受検する必要があります。**
なお、学科試験は択一式、マークシート方式で行います。

5. 受験手数料

学科試験の受験手数料は受検申込時、実地試験の受験手数料は学科試験合格後の払込となります。学科免除受検者の受検申込は学科試験の申込と同じ期間ですが、受験手数料は申込時に払い込む必要はありません。

(1) 学科試験受験手数料（払込期日は、令和2年3月31日（火）の受検申込期限までです。）

学科試験受験手数料	10,100円

(2) 実地試験受験手数料（払込期間は、令和2年8月4日（火）～令和2年8月13日（木）（期限厳守）までです。学科試験受験手数料と一緒に払い込まないでください。）

	2科目（種別）受検	1科目（種別）受検 （1科目免除）	記述式（A）のみ受検 （2科目免除）
実地試験受験手数料	27,800円	21,400円	15,000円

注1　実地受検者すべてが、令和2年6月21日の記述式（A）試験を受検する必要があります。

注2　2級建設機械施工技術検定の合格者は、その受検科目（種別）の実技試験が免除されます。

【重要】：受験手数料は、それぞれの払込期日までに必ず払込してください。払込期日を過ぎた場合は受付いたしません。試験事務手数料を差し引いたうえで返金させていただきます。返金時期は、「6. 受検申込について」（3）③、（4）に準じます。

6. 受検申込について

(1) 受検申込の受付期間

令和2年2月14日（金）～令和2年3月31日（火）

※当日の消印まで有効ですが、料金別納や後納による消印のない簡易書留の場合は、令和2年3月31日必着とし、期日を過ぎた受検申込は受付しません。

(2) 提出先

〒105-0011　東京都港区芝公園3－5－8

一般社団法人　日本建設機械施工協会　試験部

(3) 受検申込方法と注意事項

①申込書類一式を指定の申込み用封筒(灰色)に入れ、**必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便として、郵送**してください(ポストへは投函しないでください)。

※受検者別に個別の封書で申込してください。同じ会社であっても、複数者による一括の申込は受付しません。また、直接持参や宅配便等を利用した申込も受付しません。

②学科試験の受験手数料は、**指定の郵便振替払込用紙**により払込をし**「郵便振替払込受付証明書」を申請書の添付欄に**全面にのり付けして**貼付**してください。**ATMを利用して払込む場合は、ご利用明細書の原本を貼付**してください。また、控えとして必ず**コピーをとり申込者で保管**してください。実地試験の払込用紙は、学科試験合格通知または実地試験実施案内(学科免除受検者)に同封し、学科合格発表日に郵送します。

※郵便局（ゆうちょ銀行）窓口の郵便振替による受験手数料払い込み受付は、午後4時までとなっています。また、郵便取扱業務については、各郵便局で営業時間が異なりますので注意してください。なお、インターネットや電信振替での受験手数料の払込は受付しません。

③**令和2年3月31日（火）の消印まで**の申込が有効となります（消印のないものは3月31日必着）。**受付期間を過ぎた申込は受付しません。期日を過ぎて受験手数料の払込をした者へは、**試験事務手数料を差し引いたうえで7月中旬頃を目安に返金させていただきます。

④受検申込後に受検を取り消す場合は、26頁の「9.受検の取り消しについて」による取消を行ってください。受検の取り消し手続きをすることなく試験当日に欠席した場合は、受験手数料は返金

しません。取り消し手続きの期限を過ぎた場合も欠席扱いとなり受験手数料は返金しません。

⑤受験手数料の払込み時に郵便局から渡される「払込金受領証(お客様用)」は領収書に代えさせていただきますので紛失しないように保管してください。

※当協会からは領収書の発行はいたしません。

⑥**申込書類の到着確認は、**簡易書留発送時に郵便局で渡される「書留・特定記録郵便物等受領証」に記載の「お問い合わせ番号」により、**日本郵便のホームページ等で確認**してください。**当協会への問合せでは確認できません。**

⑦申込書類は、**必要な書類すべてに必要事項を記載のうえ一括同封により郵送**してください。必要書類の不足及び記入漏れや誤記など書類に不備がある場合は、受検ができないことがありますので、十分に確認し申請してください。

⑧受検資格のない受検申請者及び上記⑦等により受検できない受検申請者には、ご本人宛に通知のうえ受験手数料から試験事務手数料を差し引いた金額を、現金書留により受検申請者が指定した郵便物送付先住所に郵送します。返金の時期は7月中旬頃となります。

⑨申込書類は返却しません。申込書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分いたします。

(4) 実地試験の受検申込について

実地試験の受検申込は、24頁(3)により学科試験の申込と一緒に行いますが、**実地試験の受験手数料の払込については、学科試験の合格発表後**となります。この払込の手続きの完了をもって実地試験の申込手続きも完了します。

受験手数料の払込は、学科試験の合格通知と1枚綴りとなっている「払込取扱票(学科免除受検者は、実地試験通知書に同封)」により、**令和2年8月13日(木)までに**郵便局で払込を行ってください。**受験手数料の未払者及び期日後に払込した者は、申込手続きが不受理となり受検できません。**期日後の払込者へは、試験事務手数料を差し引いたうえで、10月中旬頃に現金書留にて返金します。

(5) 受検票の送付

1) 学科試験の受検票(受検者の郵便物送付先住所にハガキを送付)

令和2年6月2日(火)に発送を予定しています。**令和2年6月8日(月)までに送付がない場合は、必ず受検者本人から当協会まで連絡してください。**

2) 実地試験の受検票(受検者の郵便物送付先住所に封書を送付)

学科試験合格者への受検票は、他の書類(受検票と1枚綴りの「合格通知書」及び「払込取扱票」と、試験会場及び日時を指定した「実地試験実施案内書」)とともに、学科免除受検者への受検票は、実地試験案内通知書に同封し、**令和2年8月4日(火)に発送を予定**しています。**令和2年8月7日(金)までに届かない場合は、必ず受検者本人が当協会まで連絡してください。**また、受検票が届いても、受験手数料の払込手続きが完了しないと受検できません。受験手数料は、必ず期日までに払込してください。

7. 住所変更等について

郵便物送付先住所等に変更が生じた場合は、本手引き54頁の変更届をコピーし、必要事項を記入のうえ当協会あてに送付してください。

氏名及び本籍の変更は、戸籍抄本を同封のうえ簡易書留郵便にて送付してください。受験地変更については、次の8項によるものとします。その他の変更届については、FAXによる送付としますが、送付後に必ず電話をして当協会で受理したことを確認してください。

8. 受験地変更について

受験地の変更は原則としてできません。ただし、転勤や転職等により**居住地が変わる等のやむを得ない理由により受験地変更を希望される場合は、学科試験は令和2年6月8日(月)(必着)まで、実地試験は令和2年8月11日(火)(必着)までに下記①～③の書類**を同封のうえ簡易書留郵便またはFAXにより**当協会あてに送付してください。**なお、FAXによる場合は必ず事前に電話連絡したうえで送付してください。また、送付後も当協会で受理したことを確認してください。

①変更届(本手引き54頁の書式をコピーしご利用ください。)

②受検票のコピー(到着していない場合は不要です。)

③変更理由を証明するもの(転居先の住民票の写し、その他転居を伴う異動を証明するもの)

※出張及び旅行等は転居を伴う異動に含みません。

なお、試験会場の都合により受験地変更ができない場合もあります。受験地変更の可否については、当協会から受検者に連絡します。上記期日を過ぎた変更届は受付しません。

9. 受検の取り消しについて

受検を取り消す場合は、**学科試験は令和2年6月8日(月)まで、実地試験は令和2年8月13日(木)までに文書により当協会あてに申し出てください。**当協会へご連絡いただければ、手続き方法及び返金方法についてご説明いたします。

受検の取り消しを申し出た受検者については、試験事務手数料を差し引いたうえで受験手数料を返金します。上記期日を過ぎての受検の取り消しはできません。**受検の取り消しがなく受検しない場合は、「欠席」となり、受験手数料は返金いたしません。**また、欠席者には不合格の通知は送付しません。

10. 学科試験にあたっての注意

試験日時と試験会場については、受検票により確認してください。また、試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたうえで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

できる限り公共交通機関をご利用ください。試験中に駐車違反等で呼び出しを受け退室した場合は再入室はできません。また、試験開始から所定の時間内は退室が認められませんので、車での来場には十分に注意してください。

(1) 当日に持参するもの(忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。)

1) **受検票**(紛失された場合は、(2)の2)を参照してください。)

2) **筆記具**(硬度がB又はHBの黒鉛筆若しくはシャープペンシル、プラスチック消しゴム)

注)上記以外の筆記具は機械が読み取れないため使用できません。

注)電卓は使用できません。

注)通信機能、計算機能が付いた腕時計は使用できません。

3) **写真付き身分証明書**(運転免許証等)

(2) 試験場における注意

1) 試験当日は、9時00分までに来場し、受検番号ごとに指定された試験室について受付で確認したうえで、9時15分までに入室し、受検票を机の上に置いてお待ちください。

2) 受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で受検票の再発行手続きをしてください。再発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書(免許証等)が必要です。

※紛失により再発行した受検票は受検後も大切に保管してください。

3）遅刻者は、試験開始後30分以内であれば入室し受検できますが、それ以後の入室及び受検はできません。

4）試験開始後は、30分（（択一式）では60分）経過するまで退室できません。また、試験終了時間の10分前から試験終了までの時間も退室できません。

5）喫煙は、指定の場所のみとします。他の場所は禁煙です。

6）試験室では、携帯電話の使用はできません。必ず電源を切り、鞄等にしまっておいてください。

7）試験中は、お茶等の缶・ペットボトルは机の上に置かないでください。

8）試験室では、試験監督者の指示に従ってください。

9）不正行為があった場合及び試験監督者の指示に従わない場合は退場させます。また、不正行為を行った受検者には、「15. 不正行為に対する措置」の措置を行います。

10）**試験問題と択一式の解答については、試験日の翌日の9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表**いたします。なお、試験問題の持ち帰りを希望する受検者については、試験終了時刻まで試験室に着席していた者に限り許可されます。

（3）試験の中止及び試験時間の繰り下げについて

大規模災害等により試験を中止する場合及び試験時間の繰り下げを行う場合は、当協会ホームページでお知らせします。公共交通機関の遅延など不特定多数の受検生に影響がある場合は、ご確認をお願いします。

11. 実地試験にあたっての注意

集合日時と試験会場について、実地試験実施案内書で確認してください。

実地試験実施案内書は、受検者ごとに送付しています。同じ会社に複数の受検者がいる場合であっても、受検者ごとに集合日時や試験会場が異なる場合があります。必ず受検者本人あての通知で確認してください。

試験会場までの経路、交通機関及び所要時間等をあらかじめ確かめたうえで、遅刻しないよう時間に余裕を持って来場してください。

（1）当日に持参するもの（忘れ物がないよう自宅を出る前にもう一度確認してください。）

1）受検票（紛失された場合は、（2）の2）を参照してください。）

2）実地試験実施案内書（紛失された場合は、（2）の3）を参照してください。）

3）ヘルメット、作業服、安全靴（スニーカータイプのものでもよい）

4）写真付き身分証明書（運転免許証等）

（2）試験場における注意

1）試験当日は、実地試験実施案内書で指定した集合時刻までに来場し、受付を済ませてください。試験日や集合時刻等は、受検者あての案内書で確認してください。

2）受検票を紛失又は忘れた受検者は、受付で仮受検票の発行手続きをしてください。仮受検票の発行には、本人確認のための写真付きの身分証明書（免許証等）が必要です。
※紛失により再発行した仮受検票は受検後も大切に保管してください。

3）受付では、当協会作成の名簿と受検票との照合を行います。名簿と照合できない受検者は受検できません。照合確認のため、受付で実地試験実施案内書の提示を求める場合がありますので、実地試験実施案内書は必ず持参してください。
案内書を紛失した場合は、事前に当協会へ連絡し、試験日時と試験会場について確認を受けたうえで来場してください。

4）その他の注意事項については、試験当日に試験会場において説明をします。

（3）試験の中止や延期について

雨天でも試験は実施します。ただし、大規模災害等の発生又は災害発生が予想される場合は、試験を中止又は延期する場合があります。この場合は、当協会ホームページでお知らせします。

12. 合格発表及び通知

（1）合格発表予定（発表日が確定次第、当協会ホームページでお知らせします。）

1）学科試験

令和2年8月4日（火）（予定）

2）実地試験

令和2年11月19日（木）（予定）

3）合格発表の方法と場所

下記の場所に合格者の受検番号を掲示します。

①一般社団法人　日本建設機械施工協会本部及び各支部

②国土交通省(各地方整備局、北海道開発局)

③内閣府沖縄総合事務局

④一般社団法人　沖縄しまたて協会

⑤一般社団法人　日本建設機械施工協会ホームページ https://jcmanet-shiken.jp/

⑥官報公告(実地試験の合格発表時のみ)

（2）合否の通知

下記により、**受検者あてに郵便物送付先住所へ郵送**します。上記（1）の**合格発表日から数日しても通知が届かない場合は、受検者本人が当協会へご連絡ください。**ただし、**試験を欠席した受検者への不合格通知は送付いたしません。**

1）学科試験

合格者には、受検者あてに、学科試験合格通知書、受検票（実地試験）及び払込取扱票が1枚綴りとなった書類と、実地試験実施案内書を封書により郵送します。また、不合格者（欠席者を除く）には、その旨を記載したハガキにより通知します。

2）実地試験

合格者には、合格通知書と交付手数料納付書が1枚綴りとなったハガキで、不合格者（欠席者を除く）には、その旨を記載したハガキにより通知します。

（3）合否等の問合せ

合否については、上記（1）及び（2）によりご確認ください。**合否及び採点に関するお問い合わせには一切応じられません。**

13. 技術検定の合格証明書交付申請手続きについて

1級建設機械施工技士の国家資格を得るためには、**本技術検定に合格した後、国土交通大臣あてに技術検定の合格証明書交付の申請手続きが必要です。**

申請は、実地試験の合格通知書と1枚綴りになっている「交付手数料納付書」に、収入印紙

2,200円（割印しないでください。）を貼り、受検番号、氏名、本籍地、生年月日に誤りがないことを確認し、合格通知書に記載した宛先へ簡易書留郵便で郵送してください。「1級技術検定合格証明書（B5サイズの書面）」は、申請者本人あてに申請受付順に順次送付される予定です。

合格証明書の交付申請手続きに関するお問い合わせは、合格通知書に記載されている問い合わせ先へお願いします。

14.「1級建設機械施工技士」の処遇等

前項の手続きにより「1級建設機械施工技士」の国家資格を得ると、建設業法に基づく建設業の許可及び主任技術者に就くために必要な次の①～⑤に示す有資格者になることができます。ただし、対象となる業種は、土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に限られます。

①請負契約の適正な締結及びその履行を確保するため、4,000万円以上の下請契約を締結することができる「特定建設業」の許可を得る場合に、営業所ごとに置く専任の技術者になれます。

②「一般建設業」の許可を得る場合に必要な営業所ごとに置く専任の技術者になれます。

③建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるため、工事現場ごとに設置される主任技術者又は監理技術者になれます。

④特定建設業者として直接受注した建設工事で、4,000万円以上の下請契約を締結して施工する場合で工事現場に必要な監理技術者になれます。

⑤公共性のある工作物に関する重要な工事で一定金額以上の工事現場においては、専任の主任技術者又は監理技術者になれます。

上記の他に得られる資格については、50頁の「19. 参考」を参照ください。

15. 不正行為に対する措置

受検中の不正行為のほか、申請書・証明書の虚偽記載等の不正の手段による受検が明らかとなった場合は、本技術検定の受検の禁止又は合格の取消の措置を行います。この処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて当該技術検定の受検を禁止される場合があります。

また、不正行為に関係した者は建設業法違反として罰則を受ける場合があるほか、不正の手段により取得した資格によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けることがあります。

16. 個人情報について

○当協会は、受検者の個人情報を尊重します。

○当協会は、受検申込の際に試験業務の遂行上必要な事項として氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。これらの情報は、当協会及び国土交通省が技術検定を適切に遂行するために利用し、それ以外の目的では利用しません。

○受検者個人を特定する情報は、外部（国土交通省及び当該技術検定に係る業務の受託者を除く）に対して一切公表又は提供を行いません。

○外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当協会はその要請を拒否し、受検者の個人情報保護を遵守します。ただし、法令により開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。

○受検者から当協会に提出された申請書類は、当協会の規定による保存期間経過後速やかに溶解処分します。なお、受検者の受検番号、氏名、生年月日、合否の別及び写真票については、電子データにより当協会が試験事務を廃止するまで保存します。

○受検者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止いたします。なお、当協会が提供を求めない個人情報（住民票に記載されたマイナンバーなど）については、当協会が管理するデータの対象外とします。

17. 申込書類の作成方法

※誤って記入した箇所は、二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

提出には、必ず同封の専用封筒を使用し送付してください。

（記　入　例）

※下表は、15頁の提出書類の一覧表のうち、住民票など第三者が発行する添付書類を省略しています。

申込書類			書類No.	一般受検者		再受検者		学科免除受検者	
				提出書類	頁	提出書類	頁	提出書類	頁
A票	1級技術検定受検申請書		①	○	31	○	39	○	39
	履歴票		②	○	31	○	39	○	39
			③	○	31	×	×	×	×
	実務経験証明書		④	○	32	×	×	×	×
	1級技術検定合格証明書交付申請書		⑤	○	32	○	40	○	40
B票	受検資格区分（イ）（ロ）の者	指導監督的実務経験証明書	⑥	○	33	×	×	×	×
	受検資格区分（ハ）の者	専任の主任技術者としての実務経験証明書	⑥	○	35	×	×	×	×
	受検資格区分（ニ）の者	指導監督的実務経験証明書	⑥	○	37	×	×	×	×
		専任の監理技術者のもとにおける2年以上の実務経験証明書	⑦	○	38	×	×	×	×
	試験全部免除申請書（学科免除受検者）		⑧	×	×	×	×	○	42
	試験一部免除申請書（実技免除の受検者）		⑨	△（注1）	34 36 38	△（注1）	42	△（注1）	42
C票	コンピュータ入力票（D票裏面）		⑩	○	43	×	×	×	×
D票	コンピュータ入力票（C票裏面）		⑪	×	×	○	45	○	45
郵便振替払込受付証明書（写真票貼付欄へ貼付）			⑫	○	47	○	47	×	×
写真票（表）			⑬	○	47	○	47	○	47
写真票（裏）			⑭	○	47	○	47	○	47

凡例：○印が提出する書類です。次頁以降の例にしたがって記入又は貼付をしてください。

（注1）2級建設機械施工技術検定合格者が、実技免除により受検する場合に必要となります。

重要

申込書類に記載する氏名、本籍、生年月日、現住所は、住民票のとおり記載してください。また、その後に当協会より送られる受検票や合格通知書に誤記がある場合は、速やかに当協会へ連絡し訂正を申し出てください。

「一般受検者」(5～10頁参照)の申込書類の作成方法(①～⑧の記入例)

- 年齢は 令和2年3月31日現在 で計算してください。
- 実務経験年数は 令和2年6月20日現在 までの見込みの経験年数とすることができますが、実務経験証明書の作成までで受検資格を満たす者は、書類作成日までの実務経験年数のみ記入して申し込みをしてください。
- 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用しないでください）。
- 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

建設業法第７条第２号ハで定めている国土交通大臣が認定する資格（２級の資格）を取得し、それを受検資格とする方は記入してください。

学科の希望受験地を記入してください。

氏名、本籍、生年月日、現住所は住民票に記載されているとおり記入してください。郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

勤務先は、現在所属している部課名まで記入してください。

最終学歴と一つ前の学歴を記入してください。高校以上（専門学校を含む）の最終学歴については卒業証明書の添付が必要です。

R02 1級 全受検者が記入

A票

①

履　歴　票

前回受検年度	前回試験の受検番号(H29以降の該当者のみ記入)	学科受験希望地	東京	受検番号	※記入不要
年度					

フリガナ	タナカ　ケンジ	生年月日	(昭和)平成 59 年 10 月 5 日生 (満 35 年 5 ヶ月)
氏名	田中　賢司	本籍	神奈川 都・道府・(県)
フリガナ	カナガワケン ○○シ△△△ク□□マチ		
現住所	(〒 ○○○ -××××) 神奈川 都・道府・(県) ○○市△△△区□□町1-2		(TEL 045 -○○○○-××××)
勤務先	(部・課まで記入) (株) 甲建設　土木部工事課		(TEL 03 -○○○○-××××)
勤務先所在地	(〒 ○○○ -××××) 東京 都・道府・県 ○○区△△△3-5-8		

	学校名	学部・学科名	在学期間(修業年限)	卒業・修了の別
受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴	東京都立港工業高等学校	機械科	(H) 12年 4月～(S) 15年 3月 (3年 0ヶ月)	(卒業)修了
	港区立東京タワー中学校		(H) 9年 4月～(S) 12年 3月 (3年 0ヶ月)	卒業(修了)

	名称	試験もしくは検定に合格した年月日または免許を受けた年月日	備考(合格証明書番号)
受検資格に直接関係のある試験・検定・免許	2級建設機械施工技術検定	(昭和)平成 25 年 12 月 6 日	第 2 種 1234 号
	2級土木施工管理技士	平成 21 年 12 月 1日	土木 1234 号
受検種目に関する実務経験年数	17 年 0 ヶ月	うち指導監督的実務経験年数 1 年 2ヶ月 (a)	
		うち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 2 年 0ヶ月 (b)	
		うち専任の主任技術者実務経験 1 年 0ヶ月 (c)	

受検資格区分	記入箇所	記入内容
(イ)または(ロ)	a	B票⑥の合計年月数
(ハ)	c	B票⑧の合計年月数
(ニ)	a b	B票⑥の合計年月数 B票⑦の合計年月数

申込日

実地試験は、２つの操作施工法（実技試験）と組合せ施工法（記述式試験）を受検することになっています。2級合格者ではない場合は希望の操作施工法２つを選んで○で囲んでください。

２級合格者は、該当する２級合格欄に○印(1つの種別の合格者は○を1つ、2つの種別の合格者は○を2つ)を記入してください。2級で1つの種別の合格者は、その種別以外の操作施工法1つを選んで○で囲んでください。2級で2つの種別の合格者は、実技試験(操作施工法)は免除となります。

1級技術検定受検申請書

1級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和 2 年 3 月 17 日

一般社団法人　日本建設機械施工協会会長 殿

氏名 田中　賢司

			2級合格
実地試験	実技試験	トラクター系建設機械操作施工法	
		ショベル系建設機械操作施工法	○
		モーター・グレーダー操作施工法	
		締め固め建設機械操作施工法	
		ほ装用建設機械操作施工法	
		基礎工事建設機械操作施工法	
	記述式試験	建設機械組合せ施工法	
学科試験受験希望地		東京	
実技試験受験希望地		秩父	
前年度学科試験受検番号			

同じ年数になります。
実務経験年数は 令和2年3月31日現在 、または、6月20日現在（No.9に実務経験を記入した場合）で記入してください。

全受検者が記入

A票

④

1級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

証明者　会社名 (株) 甲建設
所在地 東京都○○区△△△3-5-8 (会社印)
職名 代表取締役社長
氏名 川島三郎 (代表者印)

④　一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和 2 年 3 月 17 日

受検申請者	氏名	田中　賢司	生年月日	(昭和)平成 59 年 10 月 5 日	証明者との関係 社員
	本籍	神奈川 都・道府・(県)	現住所	神奈川 都・道府・(県) ○○市△△△区□□町1-2	

建設機械施工に関する実務経験

No	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容 工事種別	工事内容	従事した立場	在職期間中の受検種目に関する実務経験 年 月～ 年 月(年 ヶ月)
1	下田土木(株)	神奈川県○○市△△△区2-2	工事部工務課	下水道工事	ショベル施工	監督補助	H15・4 ～H20・3(5・0)
2	(株) 甲建設	東京都○○区△△△4-2-3	土木工事部	道路工事	ローラ施工	主任	H20・4 ～R2・3(12・0)
3							・ ～ ・(・ ・)
4							・ ～ ・(・ ・)
5							・ ～ ・(・ ・)
6							・ ～ ・(・ ・)
7							・ ～ ・(・ ・)
8							・ ～ ・(・ ・)
合計	書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数(No.1～No.8)の合計を記入してください。この合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表No.9は記入しないでください。						H14・4 ～R2・3(17・0)

書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数(月数)を加算すると受検資格を満たす場合は、見込みの実務経験年数(月数)を記入してください。

No	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容 工事種別	工事内容	従事した立場	在職期間中の受検種目に関する実務経験 年 月～ 年 月(年 ヶ月)
9							・ ～ ・(・ ・)

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。　田中賢司 (印)

(印)を押す

現在勤務している会社の事業主の証明が必要です。前の会社の経歴は、現在の会社で証明が得られれば結構です。

書類作成日

2級建設機械施工技術検定資格取得以前の実務経験も記入してください。

証明印は、会社印(組織印)及び代表者印(公印)を押印してください。
自営の方は、会社印なしと余白に朱書し、氏名を記入し、私印を押印してください。

No.1～No.8の実務経験年数については、書類作成日現在までの実績で記入してください。

受検者本人が手書きで署名し、捺印してください。

※書類作成日現在で実務経験年数（月数）が受検資格を満たさない受検者で、令和2年6月20日までの見込みの実務経験年数（月数）を加算すると受検資格を満たす場合は、No.9欄に見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

全受検者が記入

A票

⑤

1級技術検定合格証明書交付申請書

1級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和　年　月　日

国土交通省　地方整備局長
　　北海道開発局長
内閣府　沖縄総合事務局長　殿

	フリガナ	タナカ　ケンジ
	氏名	田中　賢司
本籍	神奈川 都・道府・(県)	
現住所	(〒○○○-××××) 神奈川 都・道府・(県) ○○市△△△区□□町1-2	(TEL 045 -○○○○-××××)
生年月日	(昭和)平成 59 年 10 月 5 日生	
技術検定の種目	建設機械施工	

※この交付申請書は、合格者が国土交通大臣あての申請時に使用するもので、あらかじめ記入しておいて頂くものです。

日付は記入の必要ありません。

【一般受検者】
A票を書き終えたらB票（33～34頁）に進んでください。

次ページに続きます

前ページから続きます

一般受検者の受検区分に応じたB票の記入箇所

受検資格区分	B票⑥	B票⑦	B票⑧	B票⑨
（イ）	必ず記入	―	―	2級合格者は記入
（ロ）	必ず記入	―	―	2級合格者は記入
（ハ）	35、36頁を参照			
（ニ）	37、38頁を参照			

（記入例）

証明内容欄の「受検資格区分が（イ）又は（ロ）」を〇で囲む。

「具体的内容」の欄には、指導監督的実務経験として記入した工事における自分の業務内容（施工管理・品質管理・安全管理等）を記入してください。

指導監督的実務経験、専任の主任技術者としての実務経験（18頁）の基準を満たす工事を記入。民間の発注工事でもかまいません。

⑥ R02 1級 B票

⑥「指導監督的実務経験」又は「専任の主任技術者としての実務経験」証明書

※（ハ）「専任の主任技術者としての実務経験」での受検者は、**工事契約書の写し**と、その工事に専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写しを提出してください。（手引17頁、15頁、18～20頁）

証明内容（右のいずれかを〇で囲むこと）（受検資格区分が（イ）又は（ロ））・受検資格区分が（ハ）・受検資格区分が（ニ）

④の実務経験のうち**上記の実務経験内容**（通算で1年以上の実務経験となること）

受検種目に関する実務経験年数

No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	実務経験の内容 工事種別	工事内容	地位・職名	実務経験年数 年 ヶ月
1	（株）甲建設	工事課	県道〇号舗装工事	△△県□□事務所	H31.1～R1.8（8ヶ月）	80,000千円	道路工事	ローラ施工	現場主任	0 年 8 ヶ月
	具体的内容：元請工事の主任として、路盤施工の工程管理、路盤材料の品質・出来形管理及び作業員への指導（安全管理）等の業務に従事。									
2	（株）甲建設	工事課	〇町1号改良工事	〇町	R1.10～R2.3（6ヶ月）	60,000千円	道路工事	ショベル施工	現場代理人	0 年 6 ヶ月
	具体的内容：道路工事（□□建設会社）の一次下請の現場代理人として、土砂運搬・締め固め工の計画書作成と盛土の品質管理に従事。									
3										年 ヶ月
	具体的内容：									
4										年 ヶ月
	具体的内容：									

指導監督的実務経験を1年分以上記入してください。

書類作成日現在までの合計（No.1～No.4の合計）※この合計で実務経験年数が1年以上となる者は、以下のNo.5には記入しないでください。 1 年 2 ヶ月

書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数（月数）を加算すると実務経験が1年以上となる者は、下表No.5により見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	実務経験の内容 工事種別	工事内容	地位・職名	実務経験年数 年 ヶ月
5										年 ヶ月
	具体的内容：									

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。　田中賢司　㊞

㊞を押す

No.1～No.4の実務経験年数については、書類作成日現在までの実績で記入してください。31頁③のa欄にはこの年数月を記入します。

※書類作成日現在で実務経験年数（月数）が受検資格を満たさない受検者で、令和2年6月20日までの見込みの実務経験年数（月数）を加算すると受検資格を満たす場合は、No.5欄に見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

受検者本人が署名・捺印してください。

⑦

⑦「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書

※⑦の実務経験が必要となる受検資格の区分（ニ）での受検者は、**工事契約書の写し**と、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格証の写しを提出してください。（手引9頁、18～20頁）

④の実務経験のうち専任の監理技術者のもとにおける2年以上の実務経験内容（⑥の指導監督的実務経験を除く）

受検種目に関する実務経験年数

No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年 ヶ月
1											年 ヶ月
2											年 ヶ月
3											年 ヶ月
4											年 ヶ月

記入の必要はありません

書類作成日現在までの合計（No.1～No.4の合計）※この合計で実務経験年数が2年以上となる者は、以下のNo.5には記入しないでください。 年 ヶ月

書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数（月数）を加算すると実務経験が2年以上となる者は、下表No.5により見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年 ヶ月
5											年 ヶ月

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。　㊞

㊞を押す

⑧

⑧ 1級技術検定試験全部免除申請書

※番号

1級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和　年　月　日

フリガナ　氏名

記入の必要はありません

生年月日	（昭和・平成）　年　月	籍	都・道 府・県
年令	満　年　月	現住所	都・道 府・県
※免除番号	受検種目：建設機械施工	免除を受けようとする試験	学科試験・実地試験
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称：1級建設機械施工技術検定学科試験	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	令和 元年 8月 1日
		年 月 日	備考

（注）：※印の欄は記入しないこと。

申込日を記入

⑨

⑨ 1級技術検定試験一部免除申請書

※番号

1級の技術検定の下記試験の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和 2年 3月 17日

フリガナ　タナカ ケンジ　氏名　田中賢司

生年月日	（昭和・平成）59年 10月 5日生	本籍	神奈川 都・道 府・県
年令	満 35年 5月	現住所	神奈川 都・道 府・県 〇〇市△△△区□□町1-2
※免除番号		受検種目	建設機械施工
免除を受けようとする試験科目	（学科試験科目）（実地試験科目）（ショベル系）建設機械操作施工法		
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称：2級建設機械施工技術検定（第 2 種）	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	（昭和・平成・令和）25年 12月 6日
	2級建設機械施工技術検定（第 種）		（昭和・平成・令和）年 月 日
			備考

（注）：※印の欄は記入しないこと。

2級合格者は必ず記入。ただし、2級合格種別とは異なる種別で実地試験を受検する場合は記入の必要はありません。

【一般受検者】B票を書き終えたらC表⑩（43頁）に進んでください。

前ページから続きます

一般受検者の受検区分に応じたB票の記入箇所

受検資格区分	B票⑥	B票⑦	B票⑧	B票⑨
（イ）	33、34頁を参照			
（ロ）	33、34頁を参照			
（記入例）（ハ）	必ず記入	―	―	2級合格者は記入
（ニ）	37、38頁を参照			

証明内容欄の「受検資格区分が（ハ）」を〇で囲む。

専任の主任技術者の実務経験として記入した工事における自分の業務内容（施工管理・品質管理・安全管理等）を記入してください。

専任の主任技術者としての実務経験（18頁）の基準を満たす工事を記入。民間の発注工事でもかまいません。

⑥ R02 1級　B票

⑥「指導監督的実務経験」又は「専任の主任技術者としての実務経験」証明書

※（ハ）「専任の主任技術者としての実務経験」での受検者は、**工事契約書の写し**と、その工事に専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写しを提出してください。（手引7頁、15頁、18～20頁）

証明内容（右のいずれかを〇で囲むこと）　受検資格区分が（イ）又は（ロ）・（受検資格区分が（ハ））・受検資格区分が（ニ）

④の実務経験のうち**上記の実務経験内容**（通算で1年以上の実務経験となること）

受検種目に関する実務経験年数 No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	実務経験の内容 工事種別	工事内容	地位・職名	実務経験年数 年　ヶ月
1	（株）甲建設	工事課	町道〇号舗装工事	〇町	H31.4～R2.3（1年0ヶ月）	80,000千円	道路工事	ローラ施工	主任技術者	1 年 0 ヶ月
具体的内容：	元請工事の主任として、路盤施工の工程管理、路盤材料の品質・出来形管理及び作業員への指導（安全管理）等の業務に従事。									
2										年　ヶ月
具体的内容：										
3										年　ヶ月
具体的内容：										
4										年　ヶ月
具体的内容：										
書類作成日現在までの合計（No.1～No.4の合計）※この合計で実務経験年数が1年以上となる者は、以下のNo.5には記入しないでください。										1 年　ヶ月
書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数（月数）を加算すると実務経験が1年以上となる者は、下表No.5により見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。										
No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	実務経験の内容 工事種別	工事内容	地位・職名	実務経験年数 年　ヶ月
5										年　ヶ月
具体的内容：										

専任の主任技術者としての実務経験を1年分以上記入してください。

No.1～No.4の実務経験年数については、書類作成日現在までの実績で記入してください。31頁③のc欄にはこの年数月を記入します。

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。　田中賢司　㊞

㊞を押す

※書類作成日現在で実務経験年数（月数）が受検資格を満たさない受検者で、令和2年6月20日までの見込みの実務経験年数（月数）を加算すると受検資格を満たす場合は、No.5欄に見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

受検者本人が署名・捺印してください。

⑦

⑦「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書

※⑦の実務経験が必要となる受検資格の区分（ニ）での受検者は、**工事契約書の写し**と、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格証の写しを提出してください。（手引9頁、18～20頁）

④の実務経験のうち専任の監理技術者のもとにおける2年以上の実務経験内容（⑥の指導監督的実務経験を除く）

受検種目に関する実務経験年数 No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年　ヶ月
1											年　ヶ月
2											年　ヶ月
3											年　ヶ月
4											年　ヶ月
書類作成日現在までの合計（No.1～No.4の合計）※この合計で実務経験年数が2年以上となる者は、以下のNo.5には記入しないでください。											年　ヶ月
書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数（月数）を加算すると実務経験が2年以上となる者は、下表No.5により見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。											
No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年　ヶ月
5											年　ヶ月

記入の必要はありません

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。　㊞

㊞を押す

⑧

⑧　1級技術検定試験全部免除申請書

※番号

1級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和　年　月　日

フリガナ　氏名

記入の必要はありません

生年月日	（昭和・平成）　年　月	籍	都・道 府・県
年令	満　年　月	現住所	都・道 府・県
※免除番号	受検種目 建設機械施工	免除を受けようとする試験	学科試験・実地試験
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考
	1級建設機械施工技術検定学科試験	令和 元年 8月 1日	
		年 月 日	

（注）：※印の欄は記入しないこと。

申込日を記入

⑨

⑨　1級技術検定試験一部免除申請書

※番号

1級の技術検定の下記試験の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和 2年 3月 17日

フリガナ　タナカ ケンジ　氏名　田中賢司

生年月日	（昭和・平成）59年 10月 5日生	本籍	神奈川 都・道 府・県
年令	満 35年 5月	現住所	神奈川 都・道 府・県 〇〇市△△△区□□町1-2
※免除番号		受検種目	建設機械施工
免除を受けようとする試験科目	（学科試験科目）	（実地試験科目）	（ショベル系）建設機械操作施工法
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考
	2級建設機械施工技術検定（第 2 種）	（昭和・平成・令和） 25年 12月 6日	
	2級建設機械施工技術検定（第 種）	（昭和・平成・令和） 年 月 日	

（注）：※印の欄は記入しないこと。

2級合格者は必ず記入。ただし、2級合格種別とは異なる種別で実地試験を受検する場合は記入の必要はありません。

【一般受検者】B票を書き終えたらC表⑩（43頁）に進んでください。

前ページから続きます

一般受検者の受検区分に応じたB票の記入箇所

受検資格区分	B票⑥	B票⑦	B票⑧	B票⑨
（イ）	33、34頁を参照			
（ロ）	33、34頁を参照			
（ハ）	35、36頁を参照			
（ニ）	必ず記入	必ず記入	―	2級合格者は記入

（記入例）

証明内容欄の「受検資格区分が（ニ）」を〇で囲む。

「具体的内容」の欄には、指導監督的実務経験として記入した工事における自分の業務内容（施工管理・品質管理・安全管理等）を記入してください。

指導監督的実務経験（18頁）の基準を満たす工事を記入。民間の発注工事でもかまいません。

⑥ R02 1級　　B票

⑥「指導監督的実務経験」又は「専任の主任技術者としての実務経験」証明書

※（ハ）「専任の主任技術者としての実務経験」での受検者は、**工事契約書の写し**と、その工事に専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写しを提出してください。（手引7頁、15頁、18～20頁）

証明内容（右のいずれかを〇で囲むこと）　受検資格区分が（イ）又は（ロ）・受検資格区分が（ハ）・（受検資格区分が（ニ））

④の実務経験のうち**上記の実務経験内容**（通算で1年以上の実務経験となること）

受検種目に関する実務経験年数

No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	実務経験の内容 工事種別	工事内容	地位・職名	実務経験年数 年 ヶ月
1	（株）甲建設	工事課	県道〇号舗装工事	△△県□□事務所	H31.1～R1.8（8ヶ月）	80,000千円	道路工事	ローラ施工	現場主任	0 年 8 ヶ月
	具体的内容：元請工事の主任として、路盤施工の工程管理、路盤材料の品質・出来形管理及び作業員への指導（安全管理）等の業務に従事。									
2	（株）甲建設	工事課	〇町1号改良工事	〇町	R1.10～R2.8（6ヶ月）	60,000千円	道路工事	ショベル施工	現場代理人	0 年 6 ヶ月
	具体的内容：道路工事（□□建設会社）の一次下請の現場代理人として、土砂運搬・締め固め工の計画書作成と盛土の品質管理に従事。									
3										年 ヶ月
	具体的内容：									
4										年 ヶ月
	具体的内容：									

指導監督的実務経験を1年分以上記入してください。ただし、⑦との重複は不可。

書類作成日現在までの合計（No.1～No.4の合計）※この合計で実務経験年数が1年以上となる者は、以下のNo.5には記入しないでください。　1 年 2 ヶ月

書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数（月数）を加算すると実務経験が1年以上となる者は、下表No.5により見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	実務経験の内容 工事種別	工事内容	地位・職名	実務経験年数 年 ヶ月
5										年 ヶ月
	具体的内容：									

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。　田中賢司　㊞

㊞を押す

No.1～No.4の実務経験年数については、書類作成日現在までの実績で記入してください。31頁③のa欄にはこの年数月を記入します。

※書類作成日現在で実務経験年数（月数）が受検資格を満たさない受検者で、令和2年6月20日までの見込みの実務経験年数（月数）を加算すると受検資格を満たす場合は、No.5欄に見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

受検者本人が署名・捺印してください。

No.1～No.4の実務経験年数については、書類作成日現在までの実績で記入してください。31頁③のb欄にはこの年数月を記入します。

⑦

⑦「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書

※⑦の実務経験が必要となる受検資格の区分（ニ）での受検者は、**工事契約書の写し**と、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格証の写しを提出してください。（手引9頁、18～20頁）

専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験18頁の基準を満たす工事を記入。

④の実務経験のうち専任の監理技術者のもとにおける2年以上の実務経験内容（⑥の指導監督的実務経験を除く）

受検種目に関する実務経験年数

No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年 ヶ月
1	（株）甲建設	工事課	国道□号線改良工事	国土交通省	H28.9～H30.12（2年4ヶ月）	200,000千円	道路工事	ショベル施工	建設太郎	△△△	2 年 4 ヶ月
2											年 ヶ月
3											年 ヶ月
4											年 ヶ月

専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験を2年分以上記入してください。

書類作成日現在までの合計（No.1～No.4の合計）※この合計で実務経験年数が2年以上となる者は、以下のNo.5には記入しないでください。　2 年 4 ヶ月

書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数（月数）を加算すると実務経験が2年以上となる者は、下表No.5により見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

No.	勤務先名	所属（部課名）	工事名	発注者名	従事期間（工事工期等）年月～年月（年月）	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年 ヶ月
5											年 ヶ月

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。　田中賢司　㊞

㊞を押す

※書類作成日現在で実務経験年数（月数）が受検資格を満たさない受検者で、令和2年6月20日までの見込みの実務経験年数（月数）を加算すると受検資格を満たす場合は、No.5欄に見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

受検者本人が署名・捺印してください。

⑧

⑧　1級技術検定試験全部免除申請書　※番号

1級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和　年　月　日

フリガナ　氏名

記入の必要はありません

生年月日	（昭和・平成）　年　月	籍	都・道 府・県
年令	満　年　月	現住所	都・道 府・県
※免除番号	受検種目：建設機械施工	免除を受けようとする試験	（学科試験）・実地試験
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考
	1級建設機械施工技術検定学科試験	令和 元年 8 月 1 日	
		年 月 日	

（注）：※印の欄は記入しないこと。

申込日を記入

⑨

⑨　1級技術検定試験一部免除申請書　※番号

1級の技術検定の下記試験の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和 2年 3月 17日

フリガナ　タ ナカ ケン ジ　氏名　田中賢司

生年月日	（昭和）・平成）　59 年 10 月 5 日生	本籍	神奈川 都・道 府・県
年令	満 35 年 5 月	現住所	神奈川 都・道 府・県 〇〇市△△△区□□町1-2
※免除番号		受検種目	建設機械施工
免除を受けようとする試験科目	（学科試験科目）	（実地試験科目）（ ショベル系 ）建設機械操作施工法	
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考
	2級建設機械施工技術検定（第 2 種）	（昭和・（平成）・令和） 25 年 12 月 6 日	
	2級建設機械施工技術検定（第 種）	（昭和・平成・令和） 年 月 日	

（注）：※印の欄は記入しないこと。

2級合格者は必ず記入。ただし、2級合格種別とは異なる種別で実地試験を受検する場合は記入の必要はありません。

【一般受検者】B票を書き終えたらC表⑩（43頁）に進んでください。

「再受検者」・「学科免除受検者」（11頁参照）の申込書類の作成方法（①②⑤のみの記入例）

- 年齢は **令和2年3月31日現在** で計算してください。
- 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

「再受検者」、「学科免除受検者」前回受検年度及び受検番号を記入してください。
「一般受検者は」、記入する必要がありません。

勤務先は、現在所属している部課名まで記入してください。

氏名、本籍、生年月日は住民票に記載されているとおり記入してください。
郵便番号、アパート名、団地名、棟番号、同居先名まで正確に記入してください。

再受検者は各受検希望地を記入。学科免除受検者は、実地試験記述式（A）の希望地を学科試験受験希望地に、実技試験の希望地を実地試験受験希望地に記入してください。

R02 **1級**

A票

①

1級技術検定受検申請書

1級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和 2 年 3 月 17 日

一般社団法人　日本建設機械施工協会会長 殿

氏名 田中　賢司

			2級合格
実地試験	実技試験	トラクター系建設機械操作施工法	
		ショベル系建設機械操作施工法	○
		モーター・グレーダー操作施工法	
		締め固め建設機械操作施工法	
		ほ装用建設機械操作施工法	
		基礎工事建設機械操作施工法	
	記述式試験	建設機械組合せ施工法	
学科試験受験希望地		東京	
実技試験受験希望地		秋父	
前年度学科試験受検番号			

申込日

実地試験は、2つの操作施工法（実技試験）と組合せ施工法（記述式試験）を受験することになっています。
希望の操作施工法2つを選んで○で囲んでください。

2級合格者は、該当する2級合格欄に○印（1つの種別の合格者は○を1つ、2つの種別の合格者は○を2つ）を記入してください。
2級で1つの種別の合格者は、その種別以外の操作施工法1つを選んで○で囲んでください。2級で2つの種別の合格者は、実技試験（操作施工法）は免除となります。

学科免除受検者のみ必ず記入してください。

履　歴　票

前回受検年度	前回試験の受検番号（H29以降の該当者のみ記入）	学科受験希望地	東京	受検番号	※記入不要
令和元 年度	120○○○				
フリガナ	タナカ　ケンジ	生年月日	昭和・平成 59 年 10 月 5 日生（満 35 年 5 ヶ月）	本籍	神奈川 都・道府・県
氏名	田中　賢司				
フリガナ	カナガワケン ○○シ △△△クロロマチ				
現住所	（〒 ○○○ －××××） 神奈川 都・道府・県 ○○市△△△区□□町1-2				（TEL 045 －○○○○－××××）
勤務先	（部・課まで記入）（株）甲建設　土木部工事課				（TEL 03 －○○○○－××××）
勤務先所在地	（〒 ○○○ －××××） 東京 都・道府・県 ○○区△△△3-5-8				

	学校名	学部・学科名	在学期間（修業年限）	卒業・修了の別
受検資格に直接関係のある最終学歴及びその一つ前の学歴			S・H 年 月～S・H 年 月（ 年 ヶ月）	卒業・修了
			S・H 年 月～S・H 年 月（ 年 ヶ月）	卒業・修了

受検資格に直接関係のある試験・検定・免許	名			考（各証明書番号）
	2級建設機械施工技術検定	昭和・平成・令和 年 月 日	第 種	号
受検種目に関する実務経験年数	年 ヶ月	（うち指導監督的実務経験年数 年 ヶ月）（うち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 年 ヶ月）（うち専任の主任技術者実務経験 年 ヶ月）		

記入の必要はありません

受検資格に直接関係ある学歴及び資格については、卒業証明書及び合格証明書（写）を必ず添付してください。

④

1級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

証明者　会社名
所在地
職　名
氏　名

会社印　代表者印

④　一般社団法人　日本建設機械施工協会会長 殿　　令和　年　月　日

受検申請者	氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日	証明者との関係
	本籍	都・道府・県	現住所	都・道府・県	

建設機械施工に関する実務経験

No	勤務先名	勤務先所在地	所属（部課名）	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容：工事種別	工事内容	従事した立場	在職期間中の受検種目に関する実務経験：年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
1							・ ～ ・（ ・ ）
2							・ ～ ・（ ・ ）
3							・ ～ ・（ ・ ）
4							・ ～ ・（ ・ ）
5							・ ～ ・（ ・ ）
6							・ ～ ・（ ・ ）
7							・ ～ ・（ ・ ）
8							・ ～ ・（ ・ ）
合計	書類作成日現在までの建設機械施工に関する実務経験年数（No.1～No.8）の合計を記入してください。この合計で実務経験年数が受検資格を満たす場合は、下表No.9は記入しないでください。						・ ～ ・（ ・ ）

書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数（月数）を加算すると受検資格を満たす場合は、見込みの実務経験年数（月数）を記入してください。

No	勤務先名	勤務先所在地	所属（部課名）	在職期間中の受検種目に関する実務経験内容：工事種別	工事内容	従事した立場	在職期間中の受検種目に関する実務経験：年 月～ 年 月（ 年 ヶ月）
9							・ ～ ・（ ・ ）

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。　㊞

㊞を押す

記入の必要はありません

⑤

1級技術検定合格証明書交付申請書

1級の技術検定合格証明書の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記入しないでください。
令和　年　月　日

国土交通省　地方整備局長
北海道開発局長
内閣府　沖縄総合事務局長　殿

	フリガナ	タナカ　ケンジ
	氏名	田中　賢司
本籍	神奈川 都・道府・県	
現住所	（〒 ○○○ －××××） 神奈川 都・道府・県 ○○市△△△区□□町1-2	（TEL 045 －○○○○－××××）
生年月日	昭和・平成 59 年 10 月 5 日生	
技術検定の種目	建設機械施工	

日付は記入の必要ありません。

全受検者が記入

※この交付申請書は、合格者が国土交通大臣あての申請時に使用するもので、あらかじめ記入しておいて頂くものです。

※裏面にも記入箇所があります。（一般受検者は必ず記入）

「再受検者」はA票の③④・B票の⑥～⑧は、記入の必要はありません。➡ 45頁へ　※
「学科免除受検者」はB票の⑧を記入してください。A票の③④・B票の⑥⑦は記入の必要はありません。➡ 42頁へ
「2級建設機械施工技術検定合格者」はB票⑨を記入してください。➡ 42頁へ

「再受検者」・「学科免除受検者」(11頁参照)の申込書類の作成方法

・再受検者は、B票⑥、⑦、⑧に記入する必要はありません。
・学科免除受検者は、B票⑧に記入してください。⑥、⑦に記入する必要はありません。
・2級建設機械施工技術検定合格者で、実地試験の実技試験の免除を受ける場合はB票⑨に記入してください。

⑥

R02 **1級**　　B票

⑥「指導監督的実務経験」又は「専任の主任技術者としての実務経験」証明書

※(ハ)「専任の主任技術者としての実務経験」での受検者は、**工事契約書の写し**と、その工事に専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写しを提出してください。(手引7頁、15頁、18～20頁)

受検種目に関する実務経験年数

証明内容(**右のいずれかを○で囲むこと**)　受検資格区分が (イ)又は(ロ) ・ 受検資格区分が(ハ)・ 受検資格区分が(ニ)

④の実務経験のうち**上記の実務経験内容**(通算で1年以上の実務経験となること)

No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年月～年月(年月)	請負金額	実務経験の内容 工事種別	工事内容	地位・職名	実務経験年数 年 ヶ月
	具体的内容：あなたが担当した業務(施工管理・品質管理・安全管理等)の具体的内容									
1										年 ヶ月
	具体的内容：									
2										年 ヶ月
	具体的内容：									
3										年 ヶ月
	具体的内容：									
4										年 ヶ月
	具体的内容：									
書類作成日現在までの合計(№1 ～№4の合計) ※この合計で実務経験年数が1年以上となる者は、以下の№5には記入しないでください。										年 ヶ月
書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が1年以上となる者は、下表№5により見込みの実務経験年数(月数)を記入してください。										
No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年月～年月(年月)	請負金額	実務経験の内容 工事種別	工事内容	地位・職名	実務経験年数 年 ヶ月
5										年 ヶ月
	具体的内容：									

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

記入の必要はありません

㊞を押す

⑦

⑦「専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験」証明書

※⑦の実務経験が必要となる受検資格の区分(ニ)での受検者は、**工事契約書の写し**と、指導を受けた専任の監理技術者の監理技術者資格証の写しを提出してください。(手引9頁、18～20頁)

受検種目に関する実務経験年数

④の実務経験のうち専任の監理技術者のもとにおける2年以上の実務経験内容(⑥の指導監督的実務経験を除く)

No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年 ヶ月
1											年 ヶ月
2											年 ヶ月
3											年 ヶ月
4											年 ヶ月
書類作成日現在までの合計(№1 ～№4の合計) ※この合計で実務経験年数が2年以上となる者は、以下の№5には記入しないでください。											年 ヶ月
書類作成日以降の翌月から令和2年6月20日の実務経験年数(月数)を加算すると実務経験が2年以上となる者は、下表№5により見込みの実務経験年数(月数)を記入してください。											
No.	勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	従事期間(工事工期等) 年月～年月(年月)	請負金額	工事種別	工事内容	専任の監理技術者 氏名	資格者証番号	実務経験年数 年 ヶ月
5											年 ヶ月

誓約欄　この証明事項に事実と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

記入の必要はありません

㊞を押す

申込日を記入

⑧

⑧　1級技術検定試験全部免除申請書　※番号

1級の技術検定の下記試験の全部の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和 2 年 3 月 17 日

フリガナ　タナカ　ケンジ
氏名　田中 賢司

生年月日	(昭和)・平成) 59 年 10 月 5 日生	本籍	神奈川 都府・道県
年令	満 35 年 5 月	現住所	神奈川 都府・道県 ○○市△△△区□□町1-2
※免除番号	受検種目 建設機械施工	免除を受けようとする試験	(学科試験)・ 実地試験
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考
	1級建設機械施工技術検定学科試験	令和 元年 8 月 1 日	
		年 月 日	

(注)：※印の欄は記入しないこと。

学科免除受検者は必ず記入
13頁6)を確認してください

⑨

⑨　1級技術検定試験一部免除申請書　※番号

1級の技術検定の下記試験の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和 2 年 3 月 17 日

フリガナ　タナカ　ケンジ
氏名　田中 賢司

生年月日	(昭和)・平成) 59 年 10 月 5 日生	本籍	神奈川 都府・道県
年令	満 35 年 5 月	現住所	神奈川 都府・道県 ○○市△△△区□□町1-2
※免除番号		受検種目	建設機械施工
免除を受けようとする試験科目	(学科試験科目)	(実地試験科目)	(ショベル系) 建設機械操作施工法
試験を受ける資格に直接関係のある試験、検定、免許	名称	試験若しくは検定に合格した年月日又は免許を受けた年月日	備考
	2級建設機械施工技術検定 (第 2 種)	(昭和・(平成)・令和) 25 年 12 月 6 日	
	2級建設機械施工技術検定 (第 種)	(昭和・平成・令和) 年 月 日	

(注)：※印の欄は記入しないこと。

2級合格者は必ず記入。
13頁7)を確認してください。
ただし、2級合格種別とは異なる種別で実地試験を受検する場合は記入の必要はありません。

「一般受検者」(5～10頁参照)の申込書類の作成方法(⑩の記入例)

(「一般受検者」の方は、D票（裏面）を記入しないでください。)

- ［　　］内は、必ず記入してください。
- ［　　］内は、該当する方が、記入してください。
- 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

「一般受検者」の全受検者が記入

1級では実技試験は、2つの試験科目を受検します。ただし、2級で合格している、種別の試験科目は実技試験を免除されます。
記載例は、すでに2級を第2種（ショベル系）で合格している受検者を例として記載しています。
この例の記載の方法は、2級合格者の欄の「2（第2種）」を○で囲み、今回の実技試験は第3種の試験科目を受検するものとして「3」を○囲みしてあります。2級を取得していない受検者は実技試験の受検種別について2つの試験科目選択し○で囲んでください。

⑩

⑩02 **1級**　　C票「一般受検者」用

コンピュータ入力票　　［　　］は全箇所必ず記入すること

誤って記入した場合は、記入した箇所に、二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

1級建設機械施工技術検定受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申込みます。

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿　　令和 2 年 03 月 17 日

整理番号	
フリガナ / 氏名	タナカ　ケンシ / 田中（氏）　賢司（名）
フリガナ / 通称名	（氏）　（名）
性別	男 女 ①2 生年月日 昭和 平成 ①2 59 年 10 月 05 日
本人と連絡のとれる(携帯)電話/FAX	TEL. 090-0000-××××　FAX. 03-0000-××××

希望受験地

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
学科受験地	札幌	滝沢	③東京	新潟	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	那覇

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
実技受験地	石狩	仙台	下都賀郡	④秩父	小松	富士	刈谷	明石	小野	広島	善通寺	糟屋郡	国頭郡

※実技試験は地区により実施していない科目がありますので手引23頁で確認してください。また、試験会場の規模と受検希望者数の関係から希望受験地を変更させて頂く場合があります。

2級合格者 1 ②2 3 4 5 6　　2級合格者は合格種別の番号に○を付けてください。

実技試験 試験科目 1 ②2 ③3 4 5 6：トラクター系 / ショベル系 / モーター・グレーダー / 締め固め / ほ装用 / 基礎工事

・2級の資格が2つある方は、○を付けないでください。
・2級の資格が1つある方は、合格種別以外の実技試験希望科目の番号に○を1つ付けてください。
・2級の資格がない方は、実技試験希望科目の番号に○を2つ付けてください。
（以下の場合は無効です）
・2級合格種別と同じ番号に○を付けている場合
・2級の資格がない方で○が1つだけの場合
・○が全く付いていない場合

2級合格者はこの欄記入

2級（建設機械）合格内容
1 第1種合格年、番号　　年
② 第2種合格年、番号　平成25年　1234
3 第3種合格年、番号　　年
4 第4種合格年、番号　　年
5 第5種合格年、番号　　年
6 第6種合格年、番号　　年

本籍地 01北海道 02青森県 03岩手県 04宮城県 05秋田県 06山形県 07福島県 08茨城県 09栃木県 10群馬県 11埼玉県 12千葉県 13東京都 14神奈川県 15新潟県 16富山県 17石川県 18福井県 19山梨県 20長野県 21岐阜県 22静岡県 23愛知県 24三重県 25滋賀県 26京都府 27大阪府 28兵庫県 29奈良県 30和歌山県 31鳥取県 32島根県 33岡山県 34広島県 35山口県 36徳島県 37香川県 38愛媛県 39高知県 40福岡県 41佐賀県 42長崎県 43熊本県 44大分県 45宮崎県 46鹿児島県 47沖縄県 48その他

外国籍の方は「48その他」へ国籍を記入してください。

※郵便物送付先住所　〒 ○○○-××××　東京都・道・府・県　○○区△△△3-5-8
（会社の場合は会社名を必ず記入すること）
（株）甲建設内　TEL. 03-0000-××××

実務経験年数	建設機械施工に関してこれまでの経験年数	17 年	00 月	（左記経験年数のうち）1 指導監督的実務経験年数 / 2 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 / 3 専任の主任技術者の実務経験年数	年　月
	2級建設機械施工技術検定資格取得後の経験年数	06 年	03 月	（左記経験年数のうち）1 指導監督的実務経験年数 / 2 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 / 3 専任の主任技術者の実務経験年数	年　月

最終学歴	学校	1. 大学　2. 短大、高等専門学校（5年制）　③ 高等学校　4. 中学校　5. 専門学校（高度専門士）　6. 専門学校（専門士）　7. 専門学校（5、6以外）　8. その他（　） 3
	学科	（東京都立港工業高等）学校（　）学部（機械）学科 01
	卒業・修了年月	昭和 平成 ② 15 年 03 月 卒業 ①2 修了　修業年数 3 年 00 月　（学科コード番号は別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照）
最終学歴の一つ前の学歴		最終学歴で8を選んだ人は最終学歴の一つ前の学校・学科を書いて下さい。（記入する番号は前欄に準ずる）　学校　学科
実務経験の内容	機械種目	1. トラクター系建設機械　2. ショベル系建設機械　3. モーター・グレーダー　4. 締め固め建設機械　5. ほ装用建設機械　6. 基礎工事用建設機械　7. その他（　） 2 3
	作業内容	①. 建設機械施工　2. 施工管理　3. 総合管理　4. 設計管理　5. 施工監督　6. その他（　） 1
現在の勤務先	勤務先所在地	〒　－　都・道府・県
	勤務先名	レ　TEL. － －
	種別	01. 中央官庁(出先機関を含む)　02. 地方公共団体　03. 公団・公社・独立行政法人等　④4 建設業(土木一式)　05. 建設業(建築一式)　06. 建設業(とび・土工)　07. 建設業(電気)　08. 建設業(管)　09. 建設業(ほ装)　10. 建設業(造園)　11. 建設コンサルタント　12. その他（　） 04

※郵便物送付先を勤務先としている場合、この欄に「レ」印を記入ください。「勤務先名」の記入は不要です。

誓約：上記記載の内容が事実及び技術検定実務経験証明書の内容と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約します。

氏名　田中賢司　（必ず申請者本人が、手書きでご署名ください。）

氏名印字文字数に制限があるため、10文字を超える氏名の場合は、10文字以内のイニシャル等で記入してください。

氏名は住民票に記載されているとおり記入してください。

一桁の数字の場合、0（ゼロ）＋数字、記入例のように記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

本籍地のコードに○を付けてください。

受検票等郵便物が必ず到着する住所を記入してください。ただし住所を除く宛先名は、25 文字以内としてください。同居先名、アパート名、室番号、会社名、郵便番号まで正確に記入してください。
郵便物を受け取ることができる住所であれば住民票に記載されている住所と同一である必要はありません。

最終学歴、実務経験年数及び実務経験の内容は、受検資格に直接関係しますので、正確に記入してください。

最終学歴が、中学校の方は中学校の名称を記入してください。

該当する番号に○を付けてください。

「郵便物送付先住所」が自宅等の場合は、この欄に勤務先の郵便番号・所在地・勤務先名・電話番号を記入してください。

希望する学科受験地の番号に○を付けてください。

申込日

希望する実技受験地の番号に○を付けてください。（2つの種別の2級合格者で、実技試験が免除される場合でも最寄の受験地の番号に○を付ける。）受験地については23頁をご覧ください。

2級合格者は、該当番号に○を付け合格年、合格番号を記入してください。

勤務先を記入する場合、株式会社→㈱、有限会社→㈲、会社名の後に内を付けてください。

氏名は記入しないでください。

下記の 注）を参照してください。

最終学歴とその学科名（高校以上）を記入してください。学科コード番号は別冊「指定学科・専修学校等一覧」を参照してください。

指定学科以外の方は記入の必要はありません。

従事した機械種目を記入してください。

従事した作業内容を記入してください。

その他に該当する方は、具体的に記入してください。

現在の勤務先に該当するものを記入してください。

必ず手書きで記入してください。

注）以下は、上記⑨から「実務経験年数欄」のみを抜粋したものです。

受検資格区分（イ）または（ロ）で受検する場合の記入例

実務経験年数	建設機械施工に関してこれまでの経験年数	17 年	00 月	（左記経験年数のうち）① 指導監督的実務経験年数 01 / ② 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 / 3 専任の主任技術者の実務経験年数	年　月
	2級建設機械施工技術検定資格取得後の経験年数	06 年	03 月	（左記経験年数のうち）① 指導監督的実務経験年数 01 / ② 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 / 3 専任の主任技術者の実務経験年数	年　月

「1」に○をつけ、指導監督的実務経験年数（B票の⑥の合計年月数）をその右に記入してください。

2級の資格を取得している場合は、資格取得後の実務経験年数を記入し、「1」に○をつけ、資格取得後の指導監督的実務経験年数をその右に記入してください。

受検資格区分（ハ）で受検する場合の記入例

実務経験年数	建設機械施工に関してこれまでの経験年数	17 年	00 月	（左記経験年数のうち）1 指導監督的実務経験年数 / 2 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 / ③ 専任の主任技術者の実務経験年数 01	年　月
	2級建設機械施工技術検定資格取得後の経験年数	06 年	03 月	（左記経験年数のうち）1 指導監督的実務経験年数 / 2 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 / ③ 専任の主任技術者の実務経験年数 01	年　月

「3」に○をつけ、専任の主任技術者としての実務経験年数（B票の⑥の合計年月数）をその右に記入してください。

2級の資格を取得している場合は、資格取得後の実務経験年数を記入し、「3」に○をつけ、資格取得後の専任の主任技術者としての実務経験年数をその右に記入してください。

受検資格区分（二）で受検する場合の記入例

実務経験年数	建設機械施工に関してこれまでの経験年数	17 年	00 月	（左記経験年数のうち）① 指導監督的実務経験年数 01 / ② 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 02 / 3 専任の主任技術者の実務経験年数	年　月
	2級建設機械施工技術検定資格取得後の経験年数	06 年	03 月	（左記経験年数のうち）① 指導監督的実務経験年数 01 / ② 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験年数 02 / 3 専任の主任技術者の実務経験年数	年　月

「1」と「2」に○をつけてください。
指導監督的実務経験年数（B票の⑥の合計の年月数）を「1」の右に記入してください。
専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験年数（B票の⑦の合計年月数）を「2」の右に記入してください。

2級の資格を取得している場合は、資格取得後の実務経験年数を記入し、「1」と「2」に○をつけ、資格取得後の指導監督的実務経験年数を「1」の右に、資格取得後専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験年数を「2」の右に記入してください。

【一般受検者】
C票を書き終えたら写真票（47頁）に進んでください。

「再受検者」・「学科免除受検者」（11頁参照）の申込書類の作成方法（⑪の記入例）

（「再受検者」・「学科免除受検者」の方は、C票（裏面）を記入しないでください。）

- ［　　］内は、必ず記入してください。
- ［　　］内は、該当する方が、記入してください。
- 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
- 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
- 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

氏名印字文字数に制限があるため、10文字を超える氏名の場合は、10文字以内のイニシャル等で記入してください。

⑪

⑪02 1級

コンピュータ入力票

［　　］は全箇所必ず記入すること

誤って記入した場合は、記入した箇所に、二重線を引き訂正してください。訂正印は不要です。

D票

「再受検者」・「学科免除受検者」用

申込日

1級建設機械施工技術検定受検申込書

標記の検定を受検したいので下記のとおり申込みます。

令和 2 年 03 月 17 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

氏名は住民票に記載されているとおり記入してください。

整理番号	
フリガナ	タナカ　ケンシ
氏名	(氏) 田中　(名) 賢司
フリガナ	
通称名	(氏)　(名)

該当する番号に〇を付けてください。

一桁の数字の場合、0（ゼロ）＋数字、記入例のように記入してください。

本籍地のコードに〇を付けてください。

性別	男 ①　女 2	生年月日	昭和 ①　平成 2	59 年	10 月	05 日

希望受験地											
学科受験地	1 札幌	2 滝沢	③ 東京	4 新潟	5 名古屋	6 大阪	7 広島	8 高松	9 福岡	10 那覇	
実技受験地	1 石狩	2 仙台	3 下都賀郡	④ 秩父	5 小松	6 富士	7 対馬	8 明石	9 小野	10 広島	11 善通寺	12 糟屋郡	13 国頭郡

※実技試験は地区により実施していない科目がありますので手引23頁で確認してください。また、試験会場の規模と受検希望者数の関係から希望受験地を変更させて頂く場合があります。

「再受検者」は希望する学科受験地の番号に〇を付けてください。「学科免除受検者」は記述式（A）の希望受験地の番号に〇を付けてください。

2級合格者	1	②	3	4	5	6
実技試験科目	1 トラクター系	② ショベル系	3 モーターグレーダー	4 締め固め	5 ほ装用	6 基礎工事

2級合格者は合格種別の番号に〇を付けてください。

・2級の資格が2つある方は、〇を付けないでください。
・2級の資格が1つある方は、合格種別以外の実技試験希望科目の番号に〇を1つ付けてください。
・2級の資格がない方は、実技試験希望科目の番号に〇を2つ付けてください。
（以下の場合は無効です）
・2級合格種別と同じ番号に〇を付けている場合
・2級の資格がない方で〇が1つだけの場合
・〇が全く付いていない場合

希望する実技受験地の番号に〇を付けてください。（2つの種別の2級合格者で、実技試験が免除される場合でも最寄の受験地の番号に〇を付ける。）受験地については23頁をご覧ください。

本籍地	01 北海道	02 青森県	03 岩手県	04 宮城県	05 秋田県	06 山形県	07 福島県	08 茨城県	09 栃木県	10 群馬県	11 埼玉県	12 千葉県	13 東京都	14 神奈川県	15 新潟県	16 富山県	17 石川県	18 福井県	19 山梨県	20 長野県	21 岐阜県	22 静岡県	23 愛知県	24 三重県	25 滋賀県	26 京都府	27 大阪府	28 兵庫県	29 奈良県	30 和歌山県	31 鳥取県	32 島根県	33 岡山県	34 広島県	35 山口県	36 徳島県	37 香川県	38 愛媛県	39 高知県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	48 その他

外国籍の方は「48 その他」へ国籍を記入してください。

本人と連絡のとれる(携帯)電話/FAX	TEL. 090 － 0000 － XXXX
	FAX. 03 － 0000 － XXXX

婚姻等で氏名を変更された方は記入してください。

フリガナ	
(旧)氏名	(氏)　(名)
フリガナ	
(旧)通称名	(氏)　(名)

該当する番号に〇を付けてください。

試験区分	再受検者	①
	学科免除受検者	2

受検票等郵便物が必ず到着する住所を記入してください。ただし住所を除く宛先名は、25 文字以内としてください。同居先名、アパート名、室番号、会社名、郵便番号まで正確に記入してください。
郵便物を受け取ることができる住所であれば住民票に記載されている住所と同一である必要はありません。

郵便物送付先住所	〒 〇〇〇－×××× 東京 (都)・道・府・県 〇〇区△△△3-5-8 (株) 甲建設内 （会社の場合は会社名を必ず記入すること） TEL. 03-0000-XXXX

勤務先を記入する場合、株式会社→㈱、有限会社→㈲、会社名の後に内を付けてください。

氏名は記入しないでください。

誓約：上記記載の内容が事実及び技術検定実務経験証明書の内容と相違がある場合には、合格を取り消されても異存のないことを誓約します。

氏名 田中賢司 （必ず申請者本人が、手書きでご署名ください。）

この欄は必ず手書きで記入してください。

郵便はがき

料金別納 郵便

親展

住所	〒〇〇〇-×××× 東京都〇〇区△△△3-5-8 ㈱甲建設内
氏名	田中　賢司　殿

「再受検者」は、「H29、H30若しくはR01学科受検票」又は「H29、H30若しくはR01学科不合格通知」の宛名書きの面を切り取り、点線の枠内に「氏名」・「受検番号」が見えるように貼付してください。

受検番号	120〇〇〇

※(R04)

「学科免除受検者」は「R01学科受検票」又は「R01実地不合格通知」の宛名書きの面を切り取り、点線の枠内に「氏名」・「受検番号」が見えるように貼付してください。
（この例は、R01実地不合格通知を貼付した状態です。）
「R01実地受検票」は貼付しないでください。

差出人 〒105-0011 東京都港区芝公園3－5－8
機械振興会館
一般社団法人 日本建設機械施工協会試験部
TEL 03－3433－1575

再受検者として受検できる最終年度が記載されています。年度が過ぎている場合は一般受検者として受検の申し込みをしなければなりません。記入例は、令和4年度までが再受検者となります。

【再受検者】
【学科免除受検者】
D票を書き終えたら写真票（47頁）に進んでください。

「一般受検者」・「再受検者」・「学科免除受検者」(5～11頁参照)の申込書類の作成方法(⑫～⑭の記入例)

・ 記入洩れ、誤記等がある場合、受検できませんので、受検申請者自身が正確に記入してください。
・ 楷書により、ボールペン又は万年筆で書いてください（鉛筆及び消せる筆記具は使用不可）。
・ 誤って記入した箇所は二重線を引いて、余白に必要事項を記入してください。訂正印は不要です。

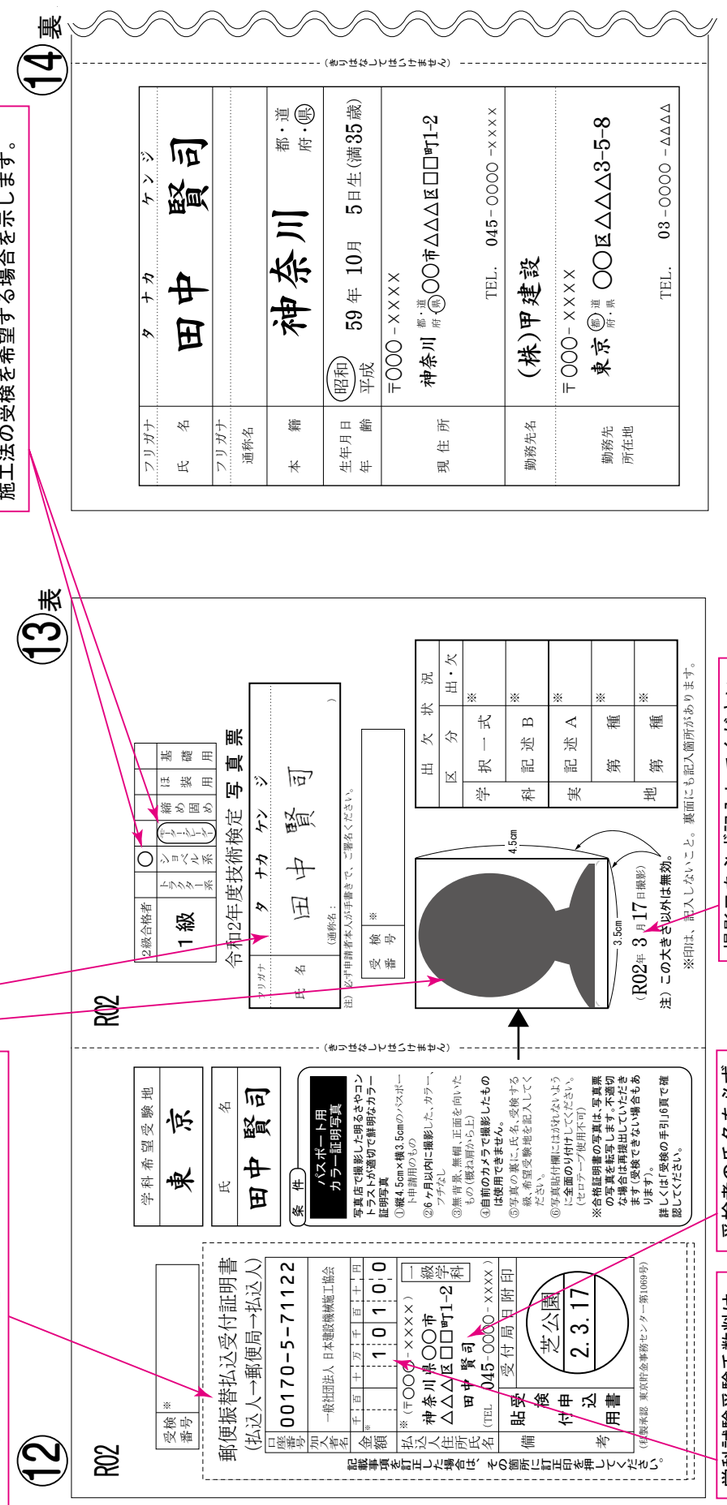

18. よくある質問

1級

Q 申込する際は、締切日必着ですか？それとも消印有効ですか？

A 締切日（3月31日㈫）の消印有効です。（個人別の簡易書留で郵便局窓口より郵送してください。）

Q 住民票は、本籍地記載のものが必要ですか？

A 本籍地記載のものに限ります。申請時から6ヶ月以内でマイナンバーの記載がないものを提出してください。コピーは不可です。

Q 住民票、卒業証明書、写真は、古いものでも良いですか？

A
・住民票は、申請時から6ヶ月以内で交付日が記載されたものを添付してください。コピーは不可です。
・卒業証明書は、古いものでも結構です。ただしコピーは不可です。
・写真は、申請時から6ヶ月以内のパスポート用証明写真(4.5cm×3.5cm、カラー、フチなし)を貼付してください。

Q 高校を卒業しています。実務経験は18年ありますので卒業証明書は要らないですか？

A 最終学歴が高等学校卒業であれば必要です。ご提出いただかないと受検資格がなくなります。

Q 専門学校を卒業しています。「高度専門士」等の資格の有無を知りたいのですが？

A 卒業した専門学校にお問合せください。

Q 卒業後、婚姻などによって姓が変更となったが、卒業証明書には旧姓が記載されています。

A 卒業証明書とともに、戸籍抄本もご提出ください。

Q 受検申込書の記入に際して、誤った事項を記入してしまいました。訂正方法はどうすればいいですか？

A 訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正事項を記入してください。訂正印は不要です。

Q 「指導監督的実務経験」とは、具体的にどんな場合ですか？

A 指導監督的実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、設計監理者、施工監督などの立場で、部下・下請等に対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。また、発注者側の現場監督技術者等として総合的に指導・監督した経験も含みます。
1年以上の指導監督的実務経験がない場合、1級は受験できません。

Q 専任の主任技術者としての実務経験で受検申込する際、該当しないのはどういう場合ですか？

A 専任の主任技術者の受検資格で申し込む方の大半が不備となっています。
専任の主任技術者の受検資格で申請できる実務経験の対象となる工事は、次の①と②に該当する工事です。

「公共性のある工作物に関する重要な工事」
（次の①、②の両方に該当すること）に配置された主任技術者のこと。
①工事1件の請負代金額（元請、下請にかかわらず）
＊3,500万円以上（H28年5月31日までは2,500万円以上）
＊ただし、建築一式の場合は、7,000万円以上（H28年5月31日までは5,000万円以上）
②工事の種類（次のいずれかに該当するもの）
＊国・地方公共団体が発注した工作物の工事
＊鉄道・道路・ダム・河川・港湾・上下水道等の公共的工作物の工事
＊電気事業用施設・ガス事業用施設の工事
＊学校・図書館・工場・病院・百貨店・事務所ビル等の公衆または不特定多数の人が使用する施設の工事（個人住宅の建築工事以外、ほとんどが該当します。）

Q 現在失業中です。「1級技術検定実務経験証明書」の証明書等はどのように行えばいいですか？
また、勤務先欄は、どのように記入すればいいですか？

A 原則、失業中の方の「1級技術検定実務経験証明書」は、実務経験証明書に記載された直近の勤務先による証明が必要です。勤務先欄は、「現在失業中」と記入してください。
その他不明の場合はお問合せください。

Q 人材派遣による実務経験は有効ですか？

A 労働者派遣法第4条において、「建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に直接従事した業務をいう。）」では労働者派遣事業を行ってはならないと規定されています。

Q 受検票はいつ発送されますか？

A 学科試験は令和2年6月2日（火）、実技試験は令和2年8月4日（火）予定です。
なお、実技試験については、学科試験合格者に対し発送します。

Q 試験会場を知りたいのですが？

A 学科試験では受検票、実地試験では受検票に同封した「実施通知」で試験会場（住所も記載）をお知らせしています。それまでは、会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

Q 試験問題の公表期間はいつですか？

A 試験問題は、試験日の翌日9時30分から1年間当協会ホームページにおいて公表されます。
それ以外の期間は、公表いたしておりません。

Q 講習会や参考書は紹介してもらえますか？

A 当協会は、試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会や参考書の紹介は行っておりません。

Q 試験問題の内容について問合せできますか？

A 内容については、一切お答えできません。

Q 申込後、氏名、本籍、住所が変わりました。どうすればいいですか？

A 「受検の手引」54頁の「郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届」に必要事項を記入し、「当協会　試験部宛」に送付してください。※25頁「7.住所変更等について」を参照

Q 学科試験の合格基準について詳しく知りたいのですが？

A 1級学科試験は、「100点（択一式問題50点、記述式50点）を満点とし、総得点で60点以上を取得した者」が合格となります。

Q 学科試験は8月4日（予定）、実地試験は11月19日（予定）に合格発表の予定とありますが、合格発表日はいつ決まりますか？

A 学科試験、実地試験とも合格発表日が確定次第、当協会のホームページでお知らせします。

Q 合格したら建設機械を運転できるのですか？

A 合格した操作施工法により運転できる建設機械が決められています。詳しくは最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。※51頁「表2」を参照。

Q 特定自主検査の方法について知りたいのですが？

A 詳しくは、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全協会の支部等にお問合せください。※51頁「表1」を参照。

Q その他の問合せはどうすればいいですか？

A 下記宛に、電話でお問合せください。
試験部　03-3433-1575　（9:30～12:00、13:00～17:30）　なお、土・日曜日及び祝日は休業日です。
（お問合せの際は、おかけ間違いのないようお願いいたします。）

19. 参考

(1) 建設業法による技術者制度等

建設業法においては、建設工事の適正な施工に必要な知識や経験を有する技術者を営業所や工事現場に配置することを規定しています。建設機械施工技士に関連する事項についての概略は、下表のとおりとなっています。

営業所、工事現場に配置する技術者

許可を受けている業種		指定建設業 土木工事業　舗装工事業 建築工事業　電気工事業 管工事業　造園工事業 鋼構造物工事業			その他 （左記以外の22業種）		
建設業の許可制度	許可の種類	特定		一般	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	4,000万円以上　注）1	4,000万円未満　注）1	4,000万円以上は契約できない　注）1	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が3,500万円以上のときに必要　注）2					
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない		発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要ない	
	監理技術者講習受講の必要性						

注）1. 建築一式工事の場合は6,000万円
2. 建築一式工事の場合は7,000万円

※監理技術者

指定建設業を営む特定建設業者が工事現場ごとに置かなければならない監理技術者は、国土交通大臣が定める国家資格取得者でなければなりません。

なお、指定建設業に係る建設工事で、公共工作物の建設工事の受注に際して設置する監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければなりません。そして、発注者から請求があれば、この資格者証の提示が義務付けられています。

1級建設機械施工技士は監理技術者の有資格者となれます。登録の申請は、一般財団法人 建設業技術者センターの各県支部で行っています。

(2) 建設機械施工技士の処遇

この試験に合格すると合格者の称号及び処遇等に記載されている資格以外に次のような資格が得られます。(詳細につきましては、関係機関へお問い合わせください。)

1) 労働安全衛生法で定める特定自主検査の有資格者 (事業内検査に限る) としての資格が得られます (事業者を除く)。特定自主検査者の関係は、表1のとおりです。なお、検査方法、検査に必要な工具、検査記録簿及びステッカーについては、最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 (建荷協) の支部等にお問合せください。

2) 労働安全衛生法で定める各種運転技能講習の全部又は一部が免除されます。
各種運転技能講習との関係は、表2のとおりです。詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

3) 1級建設機械施工技術検定合格者は、技術士法施行規則第6条第17号の規定により技術士第一次試験の一部が免除されます。

表 1 建設機械施工技士と労働安全衛生法に定める特定自主検査の有資格者との関係

凡例【○:有資格者、△:検査者として必要な講習科目を一部免除】

建設機械施工技士 ＼ 事業内検査の資格種類		車両系建設機械				高所作業車	不整地運搬車	フォークリフト
		整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
1級建設機械施工技士		○	○	○	△	△	○	△
2級建設機械施工技士	第1種	○	△	△	△	△	○	△
	第2種	○	△	△	△	△	○	△
	第3種	○	△	△	△	△	○	△
	第4種	△	△	○	△	△	○	△
	第5種	△	△	△	△	△	○	△
	第6種	△	○	△	△	△	○	△

※事業内検査の方法等については最寄りの公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の支部等へ照会してください。

表 2 建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習等との関係

凡例【○:必要な講習・教育の全部を免除、△:必要な講習科目を一部免除・時間短縮、×:免除なし】

建設機械施工技士 ＼ 技能講習等			技能講習								特別教育
			車両系建設機械			不整地運搬車	高所作業車	ショベルローダ	クレーン等	地山の掘削作業主任者	ローラ
			整地・運搬・積込み・掘削用	基礎工事用	解体用						
1級建設機械施工技士	実技試験選択科目	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
		第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
		第3種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
		第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	
2級建設機械施工技士	受験科目	第1種	○	△	△	○	△	△	×	△	
		第2種	○	△	△	△	△	△	△	△	
		第3種	○	△	△	△	△	△	×	△	
		第4種	△	△	△	△	△	△	×	△	○
		第5種	△	△	△	△	△	△	×	△	
		第6種	△	○	△	△	△	△	△	△	

※労働安全衛生法の運転技能講習規程および安全衛生特別教育規程からの抜粋です。法令の改正にともない適用が変わる場合がありますので、必要に応じて労働基準監督署等の厚生労働省関係機関へお問い合わせください。
なお、地山の掘削作業主任者欄は、土止め支保工作業主任者にも適用となります。また、建設機械施工技術検定の実技試験 (第5種) で使用するアスファルトフィニッシャの運転は、労働安全衛生法で就業制限を受ける業務の対象外となっています。

※建設機械施工技士の資格で従事できる建設機械の詳細については最寄の労働局又は労働基準監督署に確認してください。

身体の不自由がある者の受検について

身体の不自由がある者については、受検申込時に当協会までご連絡ください。必要に応じて次の準備をいたします。

①車椅子による受検が可能となる配慮(ただし、実技試験を除く。)

②試験会場までの自家用車の利用に係る配慮

③補聴器、拡大鏡等の使用の許可

④注意事項についての文字による説明

⑤付添者による介助の許可(ただし、学科試験における付添者の入室は原則として認めません。)

⑥その他対応可能な身体の不自由への配慮

なお、上記に係る配慮のための申出書の提出と、事故防止等の観点から受検についての医師の許可書等を求める場合があります。

ご 注 意

申請書類に虚偽記載がある場合は、受検ができません。また合格が取り消されます。

不正受検(申請書・証明書の虚偽記載等)が明らかとなった場合には、受検の停止や合格の取消しが行われますので、次の点にご注意のうえ、受検申請を行ってください。

○受検申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受検者自身が記入・確認のうえ、お送りください。

○実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認のうえ、証明を行ってください。

※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。

令和 2 年　　月　　日

令和2年度　1級建設機械施工技術検定
「再受検者資格の確認」 申請書

受検年度	直近の1級標記検定試験を受験した年度を記入してください。			
	平成 ・ 令和　　年度			
受　験　地 受 検 番 号	受験地		受検番号	
住　所 ※前回の受検で登録した住所を記入してください。	フリガナ 〒　　－			
住　所（変更届） ※上記の登録住所が変わった方は現在の住所を記入してください。	フリガナ 〒　　－			
氏　名	フリガナ			
旧 氏 名 ※氏名が前回受検時と異なる方は記入してください。	フリガナ			
生 年 月 日	昭和・平成　　年　　月　　日生			
確実に連絡のできる電話番号 ※できるだけ複数の電話番号を記入してください。	第1	（自宅・会社・携帯）　－　－		
	第2	（自宅・会社・携帯）　－　－		
	第3	（自宅・会社・携帯）　－　－		

○ 本申請書はD票（コンピュータ入力票）に貼付する受検票等を紛失した方のものです。
○「再受検者資格の確認」の申請をされる方は、必ず受検者本人が当協会試験部に電話をして再受検者であることの確認を受けた後に、この申請用紙をコピーし必要事項を記載のうえ、「定額小為替500円」とともに受検申請書に同封してください。
○ 一度送付いただいた「定額小為替500円」はいかなる場合でも返金できません。

一般社団法人　日本建設機械施工協会　試験部
[TEL] 03-3433-1575
（平日9：30～12：00、13：00～17：30）

令和 2 年　　月　　日

令和２年度　１級建設機械施工技術検定試験
郵便物送付先住所・氏名・本籍・受験地・その他変更届

注）上記で該当する変更項目を、○印で囲んでください。

申込時の学科希望受験地

受検番号

受検申込時の氏名

フリガナ		
漢字	（氏）	（名）

生年月日　昭和 平成　　年　　月　　日

※受検番号は受検票（令和2年6月2日発送予定）に記載しています。わからない場合は記入しなくても構いません。

変更内容（変更を届け出る項目のみ記入してください。）

①郵便物送付先住所の変更

※受検申込時に記入した「郵便物送付先」を変更する場合に、新しい送付先住所を記入してください。
※「郵便物送付先」にしていない現住所の変更については、届出は不要です。
※郵便物送付先を勤務先にする場合は、会社名も記入してください。

フリガナ	
住所	（〒　　－　　） TEL.　　－　　－

②氏名変更（※氏名変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧氏名

フリガナ		
漢字	（氏）	（名）

→

新氏名

フリガナ		
漢字	（氏）	（名）

③本籍変更（※本籍変更の場合は、戸籍抄本を添付し、必ず簡易書留郵便で送付してください。）

旧本籍　→　新本籍

※同一都道府県内での変更は必要ありません。

④希望受験地変更（□学科試験　□実地試験）※該当する試験の□にチェック(レ)を入れてください。

※希望受験地変更の届出には、以下の書類の添付が必要です。
・受検票のコピー（受検票が到着していない場合は不要です）
・変更理由の証明になるもの（転勤辞令等の写し、転居先の住民票等）
※転勤・転居等に伴い、「郵便物送付先」も変更する場合は、上記①も記入してください。

旧希望受験地　→　新希望受験地　　理　由（　　）

⑤その他

（　　）

注　意
・本届をFAXで送信する場合のFAX番号：03-3433-0401　一般社団法人日本建設機械施工協会　試験部
・FAX送信した場合は、必ず下記に電話し、FAXが正常に送信されたかどうか確認してください。
TEL:03-3433-1575　一般社団法人日本建設機械施工協会　試験部

注）このページをコピーして使用してください。

おしらせ

令和元年６月に建設業法が改正されました。これに伴い令和３年度から建設機械施工技術検定試験は大きく変わります。

詳細については、令和３年度建設機械施工技術検定の受検の手引の販売がはじまる令和３年２月までに協会ホームページでお知らせいたします。なお、現時点までに決定している事項については、下記の協会ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

（一般社団法人日本建設機械施工協会ホームページ URL）
https://jcmanet-shiken.jp/

問合せ先 : 一般社団法人日本建設機械施工協会　試験部
℡ 03-3433-1575（平日 9:30 ～ 12:00、13:00 ～ 17:30）

MEMO